

4 日 目 (12 月 4 日)

第4回福生市議会定例会会議録（第21号）

平成21年12月4日福生市議会議場で第4回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聰君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第4回福生市議会定例会議事日程（4日目）

開議日時 12月4日（金）午前10時

日程第1 一般質問

日程第2 議案第64号 福生市組織条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第66号 福生市水道事務所設置条例を廃止する条例

日程第4 議案第65号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第67号 平成21年度福生市一般会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第68号 福生野球場整備工事請負契約について

日程第7 議案第69号 市道路線の廃止について

日程第8 議員提出議案第6号 平成22年度予算の編成にかかる意見書

日程第9 陳情第21－8号 東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する陳情書

日程第10 陳情第21－9号 東京都に75歳以上の医療費の無料化を求める陳情書

日程第11 陳情第21－10号 食料の自給力向上と、食の安全安心の回復に向けて、
食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出を求め
る陳情書

日程第12 陳情第21－11号 都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の意
見書採択に関する陳情書

日程第13 陳情第21－12号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書

午前 10 時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成 21 年第 4 回福生市議会定例会 4 日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（大野聰君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 議案の受理について（議員提出議案第 6 号）（別添参照）
- 2 陳情書の受理について（陳情第 21－12 号）（別添参照）

○議長（大野聰君） 以上で報告終わりました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。指名をいただきましたので昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに議員提出議案 1 件と陳情 1 件が提出されております。日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては、昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

また、新たに提出されました議員提出議案 1 件と陳情 1 件につきましては、まず議員提出議案第 6 号を日程第 7 の次に日程第 8 として組み、また、陳情第 21－12 号を日程第 14 の次に日程第 13 として組ませていただきました。

それから、新たに提出されました議員提出議案及び陳情の取り扱いでございますが、議員提出議案につきましては、慎重審議の上、即決をお願いすることとし、また、陳情につきましては、別紙付託表のとおり所管の委員会に付託することといたしました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願いをいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより日程に入ります。

日程第 1、3 日目に引き続き一般質問を行います。

まず、8 番奥富喜一君。

（8 番 奥富喜一君質問席着席）

○8 番（奥富喜一君） 通告に基づきまして一般質問を一問一答方式でさせていただきます。

最初に、米軍基地についての（１）として、航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況について、毎回お聞きしているところですので他の議員も聞いておられるところですが、まずお聞かせください。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） おはようございます。きょうも１日よろしく願いいたします。

奥富議員の御質問にお答えいたします。航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況についてでございます。

航空総隊司令部の庁舎棟などの建設につきましては、地下部分の躯体工事がほぼ完了し、現在は地上部分の鉄骨組み立て工事中であると聞いております。

また、建設工事に伴う車両台数でございますが、生コンクリートの打設時には、１日１００台程度とのことでございますが、通常は、資材搬入車両が１日３０台程度と聞いております。なお、庁舎棟以外の建設工事では、航空総隊司令部の移駐に伴い、移設する米軍施設でございますが、託児所は現在内装工事中で、下士官教育施設につきましては、１０月末で完成しております。

また、航空総隊司令部の通信局舎につきましては、基礎工事が完了し、躯体工事に着手しているとのことでございます。

また、移駐に伴う全体の進捗状況でございますが、予定工期に向けて、引き続き、建設工事を進めているところであると聞いております。

○８番（奥富喜一君） ありがとうございます。前議会でのお答えでは、「生コン打設時には、１日１００台程度、通常は資材搬入車両が、１日１０台程度と聞いております」でした。ところが、今回のお答えでは、通常は「資材搬入車両が１日３０台程度と聞いております」でありました。

現状では、資材搬入車両が増加傾向にあるようですが、①として、こういった内容でしょうか。また、工事関係車両による交通事故等のニュースはありますでしょうか。この間発生がなかったと理解してよろしいでしょうか。これを二つ目で。

三つ目として、ゲートでの出入りの安全管理はどのようにされているのでしょうか。３点についてお聞かせください。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、再質問にお答えします。

資材搬入車両の関係でございますけれども、前回の９月議会の時点では、庁舎棟などの地下部分の躯体工事に伴い、鉄骨部材などを搬入するため、大型車両が１日１０台程度でございましたが、現在は躯体工事がほぼ完了したため、主に小型の搬入車両が１日３０台程度で資材を搬入していると聞いております。

次に、建設工事に伴う事故関係でございますけれども、交通事故等に関しましては北関東防衛局からは事故があったという報告は受けておりません。

次に、ゲートでの出入りの安全管理の問題でございますけれども、ゲートの出入り口につきましては、交通誘導員を配置するなどして、安全管理に努めているところであると聞いております。

○８番（奥富喜一君） まず１点目は、躯体工事が終わって、小型で３０台程度とい

うことです。

2点目は、特に受けていないということで私の理解でいいということで、3点目としては、誘導員を配置してくださって、交通上支障のないようにちゃんとやってくださっているということで了解いたします。

次に移ります。(2)として、核密約問題についてお聞きします。

密約問題については、岡田外相の表明どおり余すところなく調査し、福生市、福生市民に対して速やかに調査の全貌を明らかにするよう要請を既にしたか、それともこれからすることになっているか、そういった考えについてお聞かせください。

2点目として、あわせて現時点での横田基地への核兵器はどのようになっているのかについて、政府の責任において調査し、福生市、福生市民に対して速やかに明らかにするよう、これについても既に要請をされたか、また、することになっているか、こういった考え方をもちておられるか、そういった点についてお聞かせください。

3点目は、自公政権時代に確認密約はないと国会でうその答弁を繰り返し、国民、福生市民の命を危険にさらしてきた関係者に対して、市民への責任の重大性から明確にその責任を追及し、公式に謝罪させる考えはあるかについてお聞かせください。

以上3点についてお聞かせください。

○市長(加藤育男君) 核密約問題についてお答えいたします。

外務省の調査チームが進めてきた密約をめぐる調査がほぼ終了し、関連する文書の所在を確認したことから、外務大臣は有識者を交えた第三者委員会を発足させ、文書の分析や意義の検証を行った上で、来年1月に公表すると聞いております。そこで、その結論を待ちたいと思いますので、特に要請等は行っておりません。

ただ私は、市民の安全安心を守る立場でございますので、政府が非核三原則を厳正に順守していくことを強く望むことは言うまでもございません。福生市でも昭和45年に市議会におきまして、世界平和都市宣言が行われ、この中で非核を含んだ宣言がされております。

その後も議会におきましてもたびたび論議され、昭和56年6月には非核三原則堅持に関する意見書が、平成7年9月には核兵器完全禁止廃絶に関する意見書が可決されたという経緯もございます。平和は全人類が切実に願っているところでございます。核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは私たちに課せられた責務でありますので、今後も、努力してまいる所存でございます。

○8番(奥富喜一君) 見落としましたが、ここでお礼を申し述べておきます。

前議会で野崎総務部長の答弁どおり、世界平和都市宣言、福生市健康都市宣言、福生市交通安全都市宣言、暴力団排除に関する宣言の四つの宣言ともホームページに掲載されていることを確認いたしました。市のプロフィールのところをクリックすると市のシンボルの次に掲載されております。ありがとうございました。

本題に入ります。岡田克也外相が設置した密約問題に関する有識者委員会の初会合が11月27日に開かれました。

有識者委員会は、岡田外相の命令に基づいて外務省が行った密約調査の結果を検証するのが仕事です。対象は①として、1960年の安保条約の改定時の核持ち込み

の密約、②として、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約、③として、1972年の沖縄返還時の核持ち込み密約、④として、原状回復補償肩がわり密約の4件です。核密約を含めて、日米密約は4件とも、米側文書で明白になっています。にもかかわらず、歴代自民党政権は、この存在すら否定し続けてきました。米側が公開しているのに、一方の当事国である日本政府が否定するというのは、通用するはずがありません。米軍の核持ち込みは一切認めないと言いながら、日本政府が核持ち込みの密約を交わしたことは、国民への重大な背信行為です。核密約は政府が国是という「もたず、つくらず、もちこませず」の非核三原則とも両立しません。

政府が1960年外務省文書「自主的立場を貫くための根拠」と強調した事前協議制度も含めて、日米安保条約の仕組みそのものが問われています。国民を裏切って結んだ密約を続けるなど絶対に許されません。

きょう12月4日の赤旗新聞の1面に、米側が改定交渉開始時の1958年の10月12日に、「核兵器を積載している米軍艦」の日本領海、港湾への立ち入りは従来どおり行われ、事前協議の対象にならないと日本側に説明していたことが、国際問題研究者の新原昭治氏が入手した米政府解禁文書で、明らかになったことが報道されています。当時、外務事務次官だった山田久就氏の証言を裏付ける明白な資料が出てきたわけです。

鳩山由紀夫首相が「対等な日米関係」をいい、「核兵器のない世界」の実現に取り組むとのことですので、核密約を含むあらゆる密約を破棄し、米国の核の傘から離脱することを期待するととどめて、次に移りたいと思います。

(3)として、横田基地を撤去した場合についてであります。

米軍再編の議論が始まった2003年11月、アメリカ政府の提案は、横田基地の第5空軍をグアムの第13空軍に合併させ撤収すること。陸軍の第1軍団をキャンプ座間に移すこと。在日米軍司令部を第1軍団司令部に移すこと。これが提案されただけだったということです。横田基地の第5空軍の撤収は、アメリカの軍事費抑制の一環でしたが、日本側が強く反対して撤回された経過がありましたという話です。

つまり、1度は少なくとも横田基地返還のチャンスがあったのに、当時の小泉自民党政府が福生市民の意向も聞かず、国民にも諮ることなく異議を申し立て、逆に危険いっぱいの横田基地に再編強化させてしまったということです。

そこで、横田基地を撤去した場合、①として、よくなることにどんなことがあるかについて、②として、悪くなることにどんなことがあるかについて、③として、横田基地が撤去された場合を想定した横田基地跡地利用計画を策定することについて、この3点についてお聞かせください。

○市長（加藤育男君） 横田基地を撤去した場合についてお答えいたします。

仮に基地が返還された場合でございますが、当然のことといたしまして、基地があることによる不安感、市域の東側の閉塞感など、市民生活、まちづくりにとっての障害がなくなることとなります。近隣市の例を見ても、立川市があれだけの発展を遂げているのは、やはり基地の返還がそこに大きく寄与していると認識をしております。ただ、横田基地は、99%以上が国有地のため、地方公共団体の跡地利用計画は国の

処分計画によって大きく影響を受けます。

国は昭和51年6月の国有資産中央審議会答申に基づき、いわゆる「3分割・有償処分方針」により、関係自治体、国及び留保地に3等分され、処分は原則有償となるため、その際、自治体は多額の経費を負担せざるを得ないこととなります。

一方福生市は、これまで防衛補助を受け、市民会館、図書館、体育館、地域会館や下水道、市道、公園、緑地整備などなど、ほとんどの施設を整備してまいりましたが、基地が返還されることにより、それらの補助が受けられなくなります。また、当然のこととして、基地内で働く方々が、職を失うこととなります。

次に跡地利用計画についてございますが、計画は策定しておりません。

今年度策定をいたしました市の最上位計画である基本構想の中でも、「横田基地についてはないことが望ましいが、本基本構想は横田基地の存在を前提とし、返還が決定された場合には、新たに基本構想を策定する」と位置付けているところでございます。

○8番（奥富喜一君） 最初の1点目として、よくなることとして、基地があることによる不安感がなくなる。市域の東側の閉塞感がなくなる。市民生活、まちづくりについての障害がなくなる。近隣市の例を見ても、立川市があれだけの発展を遂げたのは、やはり基地の返還がそこに大きく寄与していると認識されているとのお答えでした。

2点目の悪くなることとしてのお答えの中の、これまで防衛補助を受け、市民会館、図書館、体育館、地域会館や下水道、市道、公園、緑地整備等々、ほとんどの施設を整備してまいりましたが、基地が返還されることにより、それらの補助が受けられなくなりますとの件については、ゆがんだ箱物行政を生み出した源は、基地関連交付金の多くが建物等の建設や土地購入などハード面には出すが、運用に必要なソフト面での交付金が難しかったことにあります。

福生市が今求めている多くはソフト面の資金であり、横田基地を自衛隊の基地にするのでなければ、基地返還後の一般的事業計画の中で自由に使える税収などの見込みが立つものと予測できます。

当然のこととして、基地内で働く方々が職を失うこととなりますとのお答えもありました。この点は、今議会で他の議員の質問に田中企画財政部長は、9月末時点での横田基地内労働者は2800人、そのうち400人が福生市内在住の労働者とお答えになっています。この程度の労働人口なら、横田基地返還の中での計画実施で、十分に雇用確保ができるものと私は考えます。

3点目として、横田基地が撤去された場合を想定した横田基地跡地利用計画は策定していない。今年度策定した市の最上位計画である基本構想の中でも、返還が決定された場合には、新たに基本構想策定すると位置付けているとのお答えです。

私は基本構想に反対の理由として、横田基地の存在そのものが、7つのまちづくりの目標、「希望に満ちた明るい人づくり」、「だれにもやさしい安全なまちづくり」、「潤いのある豊かなくらしづくり」、「安心に満ちたまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」、「ともに助け合うまちづくり」、「市民と行政がとも

に進めるまちづくり」を阻んでいることの、現状分析や対策を避けた計画は、絵に描いた餅にしかありません。

大事な基地返還運動が欠落しているということだと述べております。

私の認識は横田基地が返還されて、福生市の財政上も、市民生活上も基本的に不利益はないこと、歓迎すべきことだらけであるというものです。

改めて、こうしたことを裏付けるためにも、横田基地が撤去された場合を想定した横田基地跡地利用計画を含めた基本計画の策定が早急に求められています。この点でのお考えをお聞かせください。

○企画財政部長（田中益雄君） 再質問にお答えさせていただきます。

跡地利用計画を含めた基本計画の策定ということでございますが、先ほどの市長答弁にもありましたように、基本構想の中でも横田基地についてはないことが望ましいが、横田基地の存在を前提とし返還が決定された場合には、新たに基本構想を策定すると、こういう位置づけとしておりますので、基本計画につきましても同様の位置づけとして考えております。

○8番（奥富喜一君） 私としては、そういった事前の計画をこういうふうな状況だからこうなのだとすることを早くから詰めて、それが明らかになっていなかったために、小泉総理が簡単に返還に反対するというような言葉に繋がって、福生市民が本当に求めているもの、そしてなかった場合にこうなんだということの認識を持つことが大切かと思ひまして改めて聞いたわけです。

前議会でもお話しておりますが、市財政を圧迫する固定資産相当の基地交付金、毎年24億円も未収問題の解決策では、平成20年度はさらに乖離して、26億円となっております。限りなく減らされているわけです。しかも、防衛補助の関係も騒音値が基準に達していないから、補助も減少の一途をたどりそうな気配なわけです。

福生市の経済的被害は計り知れないのに、逆に基地の被害、生存への危険性もどんどん拡大している。これは、横田基地の全面返還を求めるしか解決策はないと述べて次に移りたいと思います。

（4）として、事件・事故等で新たな情報はあるかについてです。①として、横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対策等について。②として、米国オバマ大統領来日に伴う警戒・警備について。③として、横田基地周辺で不審物の発見について。④として、横田基地内における運用即応演習について。⑤として、日米合同委員会合同案概要ことしの21年10月15日の件について。既存米軍施設の移設整備、建物6棟、約6500平方メートル、この関係についてお聞かせください。

○市長（加藤育男君） 事件・事故で新たな情報はあるかについてお答えいたします。

まず、横田基地内での新型インフルエンザの発生状況及び対応等でございますが、発生状況に関しましては、横田基地広報部及び東京都を通じて、外務省に問い合わせを行っておりますが、現在のところ回答は届いておりません。

また、対応等について基地広報部に確認いたしましたところ、基地では10月に基地内の全軍人等に対し、新型インフルエンザに関するQ&Aや予防策などを示した文書を送付し、さらに12月1日には、横田基地の専用情報誌である「フジフライヤ

一」に、インフルエンザ予防対策に関する記事を掲載し、引き続き感染予防の徹底を図っているとのことでございます。

次に、米国オバマ大統領来日に伴う警備等でございます。

福生警察署に確認いたしましたところ、福生警察署からは国道16号線や基地に通じる道路で車両検問を行い、地域住民の皆様の御協力により、無事終了したことに感謝をいたします。ただ、警備体制等については、警備保安上、公表を差し控えたいとの回答を得ております。

次に、横田基地周辺での不審物発見でございますが、10月29日午後7時過ぎ、横田基地から西に約350メートル離れた園芸場の敷地内で警戒中の警察官が発見したというものでございます。不審物は長さ1メートル20センチの筒状、時限発火装置2本で、土のうで固定され、横田基地第2ゲートの方向に向けられていたが発射された形跡はなかったというものでございます。なお、福生警察署に確認したところ、現在も捜査は継続しており、新聞折り込みや立て看板などで、広く情報提供を呼びかけているとのことでございました。

次に、横田基地内での運用即応演習でございます。

まず、10月に行われました運用即応演習につきましては、当初10月5日から9日までの予定でございましたが、10月5日に始まり、翌日の6日の午後12時ごろに終了したとのことでございます。

内容といたしますと、基地東側の高層住宅付近で約30名の負傷者が出たという想定で、消防車やパトカーなども出動した演習や、第5ゲート付近で米軍に反対するデモ隊が無理やり基地内に侵入しようとしたという想定で、その対応演習などを行ったと聞いております。なお、この演習に関する問い合わせ等は入っておりません。

また、11月18日から、20日の演習につきましては、軍人などを速やかに他地域に派遣するための演習や、基地が攻撃を受けたことを想定した演習などを行ったとのことでございます。なお、問い合わせ等につきましては、サイレンと音声 flowed 18日の午後3時ごろが2件と、同日の午後8時ごろに5件、翌日の19日の午前10時ごろが3件と、午後3時ごろに1件、合計で11件の問い合わせ等が入っております。

次に、10月15日の日米合同委員会の合意事案でございます。

その内容でございますが、航空総隊司令部等の移駐に伴い、既存の米軍施設である高級幹部外来宿舎と宿泊施設を移設することに関して、日米合同委員会の承認を得たという内容であると聞いております。

○8番（奥富喜一君） まず1点目として、横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対応等については、外務省から回答は届いていないとのことですので、基地対の中で聞いていきたいと思っております。

2点目、米国オバマ大統領来日に伴う警戒・警備について。

警備体制については、警備保安上、公表を差し控えたいとの回答を得ているとのことなので、公表できないことはわかりました。周辺地域住民の市民生活に大きく支障があったと聞いております。

私もわらつけ街道を少し中に入ったところで車をとめ、通りがかった知人と少し会話を交わしたところ、立ち話のこの知人が早速尋問されておりました。そもそもすごい警備の状況で、かえって不安を増大させる警備状況でした。

お伺いしたいのですが、オバマ大統領が横田に来ないことがわかっていたのに、あんなに物々しい警備が行われたのは、ほかに警備の対象があるという方がおられます。横田基地に何かあるのか、ということをお聞きしておきたいと思います。

次に3点目として、横田基地周辺で不審物の発見については、特に捜査の進展もないということがわかりました。了解です。

4点目、横田基地内における運用即応演習について、ある方が事前に市民に知らせるべきだと怒っておられました。市に問い合わせたら、議員に報告してありますと答えます。防災無線で、知らせがなかったとも言われておられました。また、インターネット等でお知らせしていますとも言われ、さらに怒っておられました。防災無線の対応はどうだったのか。10月、11月それぞれについてお聞かせください。

インターネットや携帯メールは伝達手段の一つとして、活用することはよいことですが、それで、周知しているということは禁句であることの認識について、お聞かせください。あわせて、その後、深夜での騒音の苦情を聞いておりますが、何によるもののでしょうか。これに関連しての苦情件数はどのようなだったのでしょうか、お聞かせください。

5点目として、日米合同委員会合意事案概要について、PDFの出力で図面を見ますと、航空総隊司令部移駐場所とかなりかけ離れたところにあります。どういった関係でそうなったのかについてお聞かせください。

以上、5点についてお伺いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、再質問にお答えします。

1点目のオバマ大統領来日に伴う警備等についての関係でございますけれども、福生市警察署に確認しましたところ、過去のサミットなどで基地に対するゲリラ事件があったことから、それらを踏まえた上での警戒・警備であったと聞いております。

次に、運用即応演習の際の防災行政無線での対応でございますけれども、防災行政無線は、市民の方々に対して緊急連絡などを行う場合の一つの方法でありますので、今後も必要に応じ、大いに活用してまいりたいと考えております。

ただ、今回の場合は市長答弁にもありましたように、10月の演習では問い合わせ等が入っておりません。また、11月の演習では11件の問い合わせ等が入っておりますが、ほとんどの方は、演習とはわかっているがサイレンなどがうるさいのでどうにかしてほしいとの内容でございました。そのため、防災行政無線によるお知らせは行っておりません。

また、インターネットや携帯メールだけで市民に周知していると考えるかにつきましては、当然のことといたしまして、すべての市民の方がパソコンや携帯電話を持っているわけではありませんので、それだけで十分だとは考えておりません。

今後いろいろな方法により、市民の方に周知を図っていければと考えております。

また、深夜の騒音でございますが、基地広報部に確認いたしましたところ、11

月22日の午前1時から午前1時半頃、運用上やむを得ない事情によりF16が飛行したが、詳しい理由は、運用上明らかにできないとのことでした。

そこで、早速広報部に対しては夜間の飛行はできるだけ行われないう要請をするとともに、少しでも提供できる情報があれば提供していただきたい旨をお伝えしたところでございます。

これに対し、広報部からは了解をしたという回答を得ております。なお、この件に関します苦情は2件でございました。

最後に、航空総隊司令部の移駐に伴う航空自衛隊の隊舎などが、既存の高級幹部外来宿舎などがある場所に建設されるため、既存の施設を移設する計画であると聞いております。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。最初は、このサミット、ゲリラ警戒ということですが、いわゆる最近映画で話題となっているエアフォースワン、VC-25が横田基地にあったのではないかというふうに言われている人もいます。こちら辺の確認はされているでしょうか。確認されていたらお答えいただきたいと思います。

次に防災無線の関係で、問い合わせ10月についてはなくて、11月にあったが、訓練そのものは知っていたが、防災無線、むしろそのものですか、訓練そのものの苦情があったということで、防災無線については、特にしてほしいというような意見は、なかったということですね。はい、了解いたしました。

インターネット、携帯メール、これで周知が図られているとは考えていないということで、全くそのとおりということですが、単なるないよりいいという手段であるという認識はぜひお持ちいただき、また、問い合わせ等があったときに、「あくまでも補助手段としてこういうことをしております」というふうに答えられるようお願いしたいと思います。

それから、F16が、私もびっくりしましたが、抗議はしませんでした、かなり大きな音で夜中に出まして、こういったことは即刻要請されたそうですが、やはりどんな事情があろうとも、夜中は飛ばないようにこれは強く抗議をしていただきたいと思います。

それから、日米合同委員会の合意議案概要については、そういうことというふうに今理解いたします。

それで、警戒の関係の方、ぜひお答えをお願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） 大統領専用機のエアフォースワンの関係でございすけれども、エアフォースワンが横田基地に駐機したかどうかにつきましては確認いたしております。

○8番（奥富喜一君） 確認されていないということですので、ただ異常な警備からいくと、そういったことがあったのではないかと私は考えます。

次に移りたいと思います。

新型インフルエンザについて、（1）として、福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの医療連携の位置についてお聞きしていきたいと思います。この新型インフルエンザについては、何人かの方が質問されておりますので重なるところも多く

ありますが、よろしくお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 新型インフルエンザについて、福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの医療連携の維持についてでございます。

東京都は入院患者の増加への対応や重篤化しやすい妊婦や、基礎疾患のある方への適切な医療提携体制の確保を実施しております。

また、平成20年3月に策定された新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱に基づき、西多摩医師会、西多摩薬剤師会、西多摩公立4病院、西多摩圏域の8市町村、東京都西多摩保健所による西多摩健康危機管理対策協議会の発熱センター、発熱外来部会の第2回を10月20日に開催し、保健所からの情報提供など、協議、連携を図っているところでございます。

○8番（奥富喜一君） 新型インフルエンザでの医療連携が余り機能していないとの声を聞きますので、その点、ぜひ注意をしていただきたい。10月20日火曜日に第2回ということですので、いままで開かれていないとすると、当然そういった声が出てくるかと思います。医療連携の維持、充実を働きかけていただきますよう要望しておきまして次に移ります。

（2）として、タミフル耐性菌、異常蔓延など寒い時期の緊急体制の検討はどこまで来ているのかについてお聞かせください。

○市長（加藤育男君） タミフル耐性菌異常蔓延など、寒い時期の緊急体制の検討はどこまで来ているのかとの御質問にお答えいたします。

東京都は既に備蓄したウイルス薬、タミフル、リレンザについては、現在も備蓄中とでございます。今後、ウイルス薬が不足した場合、備蓄薬を放出することとでございますので、ウイルス薬については、十分足りていると思われます。異常蔓延など、寒い時期の緊急体制でございますが、東京都感染症対策本部は、平成21年8月20日付けで秋、冬に向けた医療体制の整備を発表しております。

医療体制の確保として、都内全病院への新型インフルエンザの入院患者を受け入れるための体制確保の要請、一般医療機関への周知として、外来における早期診断、早期治療の徹底について、東京都医師会を通じての協力依頼、ハイリスク患者受け入れ体制の確保として、妊婦、透析患者等ハイリスク患者が重篤化した場合の確実な受け入れ先確保のため、産科、透析機能を有する病院、感染症診療協力機関に対しての協力要請を行っております。

また、妊婦・透析患者等に対し、医療機関等を通じて個別に注意喚起するとともに、相談体制の充実や都民への感染予防策の周知徹底などに取り組んでおります。

市民の皆様におかれましては、手洗いやうがい、そして咳、くしゃみの症状がある場合は、マスクをするなど、予防対策、感染拡大の防止対策に努めていただきたいと思います。

冬期に向けての対応でございますが、市は大流行に備えた感染予防を図るため、防護服、マスク、消毒液など備蓄する予定でございます。

今後につきましても、国、東京都からの決定事項及び東京都の新型インフルエンザ対応マニュアルに準じて対応し、西多摩保健所とも連携を図りながら、情報を収集

するとともに、市民が安心して生活できるように努めてまいります。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。ウイルス薬は足りているというお答えでした。他の議員が、新型ウイルス薬についてはお聞きしておりますので、省略いたします。

お答えいただいたように、西多摩保健所とも連携を図りながら情報収集するとともに、市民が安心して生活できるよう努めていただくことを要望して、次に移ります。

（3）として、高齢者健康維持・促進策での新型インフルエンザを含む経済的負担軽減策について、高齢者の方の中に、年金収入のみの生活の方、無年金で厳しい生活を送られている方が多くおられます。高齢者対策はこうしたもとの、大変重要な課題と言えます。

そこで、この3点目をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○市長（加藤育男君） 高齢者健康維持・促進での経済的負担軽減策についてでございます。

このことにつきましては現在、福生市では高齢者の方に限らず、市民の皆様への健康維持・促進につきましては、さまざまな支援を行っております。特に、従来のインフルエンザ対策といたしましても、高齢者に対する季節性のインフルエンザへの対応として、西多摩医師会の御協力のもとに事業を実施いたしております。高齢者へ予防接種費用の支援を行っております。また、今回の新型インフルエンザ対応につきましては、国の補助基準などにより、市民税非課税世帯の方などに支援を行っていく予定でございます。今議会において、対象者の皆様に支援するための補正予算を計上させていただいております。

このようなことから、現時点では対応できる範囲内で、経済的負担軽減も十分考慮し、対応していきたいと考えております。

○8番（奥富喜一君） 高齢者の重篤化、死亡に直結する肺炎対策などもあわせて重要です。こうしたワクチンについても、経済的負担軽減策を要望して、次に進ませていただきます。

4として、小中学校の学級閉鎖、学校閉鎖等の現状及び今後の対策と見通しについてお聞かせください。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 御質問の新型インフルエンザによる小中学校の学級閉鎖、学校閉鎖等の現状及び今後の対策と見通しにつきまして、教育委員会の方から答弁をさせていただきます。

まず、現在の状況から申し上げます。小中学校におけます学級閉鎖、学校閉鎖等の状況につきましては、既に田村正秋議員の今議会での御質問にお答えを申し上げところでございますが、新型インフルエンザに感染または新型のインフルエンザ様症状により、学校を欠席いたしております児童・生徒は、市内の学校で初めて新型インフルエンザの感染者が確認をされました8月7日以降、11月30日までの累計で、小学校、中学校合わせまして1975人でございます。率にいたしますと全体の45.4%の児童・生徒が欠席をいたしたことになります。

学級閉鎖等の状況でございますが、2学期の始業以降、小学校、中学校合わせまして、学校閉鎖1校、学年閉鎖11学年、学級閉鎖73学級となっており、全学級数に対します割合は、ほぼ半数の53.7%でございます。そのうち2回以上閉鎖となった学級は23学級となっております。

学級閉鎖等の決定につきましては、毎日学校から報告をされます児童・生徒の欠席状況、並びに当該校の校長の意見をもとに、教育委員会事務局において会議を開き、閉鎖等についての決定をいたしておりますが、その判定に当たりましては、新型インフルエンザA型陽性と判定され、欠席をしたもの及びインフルエンザ様症状を発症し欠席したものを合わせまして、該当学級の児童生徒数の10%を超えた欠席者がいた場合、学級閉鎖等について検討することといたしております。

次に、新型インフルエンザに対する対策ということでございますが、うがい、手洗いの励行を徹底するとともに、必要に応じたマスクの着用を指導いたしております。なお、学校来客用の手洗い消毒液、予備の児童用マスクを教育委員会で購入し各学校に配付をいたしております。

また、欠席者の統計をとりますと、土日や祝日の休日明けに多くなることから、家庭にあってもうがい、手洗いの励行、人混みでのマスクの着用、また不要不急の外出を避けるなど、休日における家庭での過ごし方について、保護者に対しましても学校日よりなどにより、注意喚起するよう各学校に指示をいたしているところであります。

当面はこのような方法で対応いたしてまいりたいと考えておりますが、その見通しにつきましては、既に45%を超える児童・生徒が要請等の症状で発症したと見られ、免疫を持った子どもも多くなっているのではないかと見ておりますこと、今後学齢児童・生徒に対します新型インフルエンザワクチンの接種が行われていくこと等々、罹患者の数の減少が予測はされるところであります。

ただ予断は許されないと思われまます。児童・生徒の健康維持と授業等への影響を最小にいたすべく、今後も学校への指導を徹底してまいりたいと存じます。

以上、新型インフルエンザに関係いたします御質問の答弁とさせていただきます。

○8番（奥富喜一君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

第2の流行として2月以降が心配されるところですが、既に40%以上発生をしているから余り心配ないというふうなお話も今ありましたが、大流行が全くないという保障があるわけではありませんので、そうした点での対策と見通しをどのように考えておられるかお聞かせください。

○参事（川越孝洋君） 例年2月が季節性インフルエンザ等の流行期でございます。その時期には、学級閉鎖等少なからずこれまでもございまして、本年度の新型のインフルエンザの状況も含めまして、常に学校は、児童・生徒の健康第一に考え判断する必要がございますので、このインフルエンザにつきましては現段階と同じ基準、手続によりまして決定をしてまいりたいというふうに考えております。

予定されております行事等が計画どおり実施できますように、教育長答弁にございましたように、これまでどおり手洗い、うがい等の励行の予防措置に努め、特に授

業と年度当初の作成されております年間指導計画が完全実施できますよう、万全を期してまいりたいと存じております。

○8番（奥富喜一君） 今お答えいただきましたが、2月以降、年が明けたら受験の問題、入学試験等、また、授業時数の調整が今相当もう既に休みが入って、特に年が明けて2月ごろに流行がもし再来すると、調整が大変困難になることが予想されます。

そこで、まず一つ目として、進路指導への影響について、二つ目として、授業時数、学習内容の保障について、どのように具体的にお考えかお聞かせください。

○参事（川越孝洋君） それでは、まず中学校の進路指導の状況について御答弁申し上げます。この件につきましては、本議会、田村正秋議員にもお答え申し上げましたが、特に都立高校の入学試験につきましては、受験者も多く、大きな影響が考えられるところでございます。

現在、東京都教育委員会は、例年の措置以外に何らかの対策をとることができないか現在協議をしております。今後東京都教育委員会からの具体的な指示があり次第、各中学校に速やかに周知をしていく考えでございます。私立学校につきましても、推薦、一般両方の入試日程に個別事情による対応や、あるいは振替受験等の措置を設けるなど、丁寧に対応しているということでございます。

この高等学校につきまして、学校ごとにその措置の状況も若干の違いがあると思われまので、受験生並びに保護者が安心した中で実力を発揮できるよう、その周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、学級閉鎖等によります授業時数への影響と対策でございます。

学習指導要領には、学年教科ごとに授業を実施すべき標準の時数が示されております。

福生市では、各教科合計で年間30時間以上のこの標準時数を上回る計画をするよう指示しております。既に提出をされております。つまり、学級閉鎖等で授業ができなくても当面は対応できる計画にはなっているところでございます。しかし、学級閉鎖が度重なってまいりますと、予定をしていた授業時数が行えない場面も出てまいります。

各学校におきましては、週の時間割で例えば5時間目の授業というふうに組んでいたところを6時間目まで授業を行う、そういう日をふやしたり、あるいは、中学校においては定期テストの日程を短縮すると、あるいは定期テスト後に1時間程度授業を行うといったようなことでの工夫をしておるところでございます。

今後、年度末に向けて年度当初の計画どおり、未履修あるいは各教科領域の年間指導計画に示した学習内容がすべて実施されないということがないように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。本当に大変かと思いますが、実際に2月ごろからパニックということの起こらないよう、ぜひ最悪に備えて、十分な上にも十分な対策を考慮していただけますようお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

3として、公共入札について、デフレも喧伝されるきょうこのごろ、中小企業の

営業継続自体が大変な様相を帯びてきています。こうした中であって、公共入札受注機会が、死活を制する事業者も出てきております。

そこで、公共入札について、以下6点についてお聞かせください。

1点目として、入札の現状のあらましについて。2点目として、入札登録は電子入札に移行したが、入札そのものは、旧来方式のままという情報もありますけれども、本当でしょうか。3点目として、見積もり合わせという場合のそれ以降の落札価格、落札会社の公表について。4点目として、参加事業者への結果通知はどのようになされておられるのか。5点目として、指定管理者制度導入で、市内業者の公共入札参加機会が当然に減るわけですが、何件程度あったのでしょうか。6点目として、今後も指定管理者制度が導入されると、市内業者の公共入札参加機会が減少するわけですが、当該市内業者の仕事確保をどのように対策する予定でしょうか。以上、お願いいたします。

○議長（大野聰君） 午後11時10分まで休憩といたします。

午後10時58分 休憩

~~~~~

午後11時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（加藤育男君） 公共入札につきましては、内容が具体的になりますことから、担当部長から答弁をさせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

公共入札について、入札の現状のあらましについてでございますが、市では入札の透明性確保と公正な競争の促進、市内業者の育成など図りながら実施をいたしております。

まず、入札の基準についてでございますが、設計金額で工事案件は130万円以上、委託関係は50万円以上、物品関係は80万円以上を対象としておりますが、工事案件の5000万円未満につきましては、指名競争入札を、また、5000万円以上につきましては、制限付き一般競争入札を導入いたしております。なお、工事案件の予定価格は事前公表を導入いたしております。

次に、2点目の入札の方式でございますが、市では従来からの入札書による方式に加え、平成18年度から電子入札の方式を導入いたしております。

本年度の電子入札の実施件数は55件となっております。今後も電子入札の拡大を図ってまいります。

次に、3点目の見積もり合わせの場合の公表についてでございますが、見積もり合わせは積算価格が定額の案件について認められているもので、落札価格、落札会社につきましては、公表をいたしております。

次に、4点目の入札参加者への結果通知につきましては、入札の場合は、入札会場で結果を発表いたしております。一方電子入札の場合は、入札結果をパソコンでリアルタイムに公表をいたしております。

次に、5点目の指定管理者制度に伴う市内業者の入札参加機会への影響について

でございますが、市では、平成18年4月より指定管理者制度を導入いたしております。現在、市民会館や地域会館など16施設で導入をいたしております。入札参加機会への影響につきましては、指定管理者制度導入前の入札件数では27件となっております。

次に、6点目の市内事業者の仕事の確保についてでございますが、指定管理者が委託する業者選定基準につきましては、基本的には、指定管理者の自由裁量と認識をいたしております。しかしながら、職員の雇用も含め、地元経済の振興に資する方策をお願いしているところでございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、第1点目として、指名競争入札と制限付き一般競争入札の違い、5000万円で分ける理由についてお聞かせください。

2点目として、電子入札の実施件数が55件あり、今後の拡大を図っていくということですが、ちょっと細かい数字をお聞きします。入札の登録、契約の現状を市内、市外の別でお聞きしたいと思います。入札資格登録の現状を市内、市外に分けて、登録全体、工事関係、物品関係に分けてお聞かせください。

平成20年度工事関係の契約実績で、市内、市外に分けて工事関係全体、土木、建築、契約件数、金額、それぞれの割合比較の内訳についてお聞かせください。同じように委託関係についてもお聞かせください。小規模契約事業者登録制度の登録件数、契約に至った件数は、どのような状況でしょうか。

3点目として、見積もり合わせに参加した業者のすべてに、落札価格、落札会社名をお知らせすることはできないものでしょうか、お聞かせください。

4点目は了解いたしました。

5点目の、16節の指定管理者制度導入で、市内業者の公共入札参加機会が当然に減るわけで、27件というお答えをいただきました。

多くはないが少ないとも言えませんという感想を述べさせていただいて、6点目も関連しておりますので、6点目、今後も指定管理者制度が導入されると、市内業者の公共入札参加機会が減少するわけですが、当該市内業者の仕事確保をどのように対策していく予定か、指定管理者の自由裁量が基本なので、お願いであって拘束できるものではないわけです。不況が長引き、デフレ経済突入も報道されているところで、市内業者は景気動向での困難に加えて、従来は市内業者の育成の観点から、仕事がさやかに確保されていたのが、そのチャンスからも、遠ざけられた事実は福生市の行政運営として看過できない問題と言えます。救済措置をとるお考えについてお聞かせください。以上、お願いいたします。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、制限付き一般競争入札と指名競争入札の違いでございますけれども、制限付き一般競争入札は、あらかじめ、登録業種や建設業許可の種類、あるいは経営事項の総合評点などの参加資格要件を設定いたしまして、入札参加希望を募り、参加申請のあった事業者のうち、資格要件を満たすものはすべて入札に参加できる制度でございます。これは多くの業者に競争に参加をしてもらい、その中で市にとって最も有利

に価格を示したものと契約を結ぶことができるものでございます。

また、指名競争入札は登録業者の中からその契約内容に合致した複数の業者を市側から指名をし、競争する方式でございます。

次に、この制限つき一般競争入札と指名競争入札を5000万円で分ける理由でございますが、本年の4月より、これまでは制限つき一般競争入札の適用範囲を設計金額、1億5000万円以上の入札に採用いたしておりましたが、これを5000万円に引き下げをいたしまして、これに伴い指名競争入札は、5000万円未満としたところでございます。

この金額の引き下げにつきましては、国から一般競争入札の適用範囲の拡大に努めるよう要請を受けていることに伴いまして、透明性の確保、かつ公正な競争を図り、価格にすぐれた調達を一層推進していくためでございます。

なお、この5000万円につきましては、他市における実施状況、さらに、当市の契約実績や市内事業者への影響などを踏まえまして、この金額で設定をしたところでございます。

次に、入札参加資格登録者数でございますけれども、この数を申し上げさせていただきます。

平成20年度の工事関係の登録者数は3853社で、そのうち市内事業者は55社で、その割合は1.4%、市外が3798社で、98.6%となっております。また、物品関係での登録者数は5811社で、そのうち市内事業者は72社で1.2%、市外が5739社で98.8%でございます。合計いたしますと9664社で、そのうち市内事業者は127社で1.3%、市外事業者が9537社で、98.7%でございます。

次に、平成20年度の工事関係の契約実績件数でございますが、全体では113件で、契約金額は11億3376万7000円で、そのうち、市内事業者等の契約は81件で6億9014万9000円、市外につきましては32件で4億4361万8000円となっております。

件数の割合で申しますと、市内が72%、市外が28%、また金額の割合で申しますと市内が61%、市外が39%でございます。

それから、工事の中には土木・建築工事などがございますが、土木工事につきましては20件で2億9716万8000円、そのうち市内事業者が15件で、1億6926万2000円、市外につきましては、5件で1億2790万6000円でございます。

その件数の割合は市内が75%、市外が25%、契約の金額は、市内が57%、市外が43%となっております。

次に、建築関係の契約件数でございますけれども、全体で15件、契約金額は2億4516万7000円、そのうち市内事業者との契約が8件で、契約金額は1億5277万5000円、市外事業者が7件で9239万2000円でございます。

件数割合は市内が53%、市外が47%、金額割合は市内事業者が62%、市外事業者が38%でございます。

次に、委託関係の状況でございますが、契約関係に委託契約には、設計ですとか、建物管理、設備の保守管理などさまざまございますが、これらにつきましては全体の契約件数は294件、契約金額は12億4477万7000円で、このうち市内事業者との契約は75件で、契約金額は3億2180万1000円、市外が219件で9億2297万6000円でございます。割合で申しますと市内が26%、市外が74%、金額の割合は市外が26%、市内は74%となっております。

次に、本年度の小規模契約事業者の登録件数でございますけれども、29件でございます。現時点での契約件数は21件となっております。

次に、見積もり合わせの場合の参加業者の方への通知、連絡についてでございますけれども、見積もり合わせの場合は、その件数につきましても大変多いことから、現在は、問い合わせがあった場合はお知らせをする事後公表を行っているところでございます。

なお、見積もり合わせの結果に対する問い合わせ件数も大変少ない状況でございますことと、それと、すべての業者の方に、市側からお知らせをするとなると、概算でございますけれども、年間で約2000社以上の業者の方に連絡をしなければならなくなりますことから、この事後公表のことを広く業者の方に周知をいくことで、当面は現状のこの方法で実施をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、市内事業者の方の仕事の確保、つまり受注機会の拡大ということでお答えをさせていただきますが、市といたしましては、これまでも良質の製品をより安価に求めるよう努めてきておりますが、これと同様に、市内事業者の方の育成につきましても、市の責務としてとらえまして、できる得る限り市内事業者の方への受注機会の拡大を図ってきているところでございます。

このことを踏まえまして、今後につきましても、できる得る限り市内事業者の方への受注機会の拡大を図ってまいります。

なお、指定管理における地元雇用、地元振興につきましては、今後も引き続き指定管理者へ依頼をしてまいります。

○8番（奥富喜一君） 面倒な質問を含めて、申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

まず1点目、指名競争入札と制限付き一般競争入札の違いは、一般競争入札があらかじめ設定した基準に基づいて、その基準を満たせばすべての方に、仕事のチャンスがあるということで、これがより広く開かれたやり方ということでわかりました。しかも、1億5000万円であったものを5000万円に引き下げて、より透明性を確保したということで、了解いたします。

それから2点目、これが1番多かったわけですが、平成12年6月議会で同じような質問をしておりまして、約10年近く、9年ですが、違いこの辺のところをお聞かせいただきたくて、ちょっと細かい質問をさせていただきました。

全体の資格登録で比較いたしますと、市内が12年のときに169件、そして今お答えいただいたのが127件ですから、75%に縮小してしまう。逆に、全体としては9664件というお答えでしたので、平成12年が3195件ですから、約3倍、

3. 02倍になっております。工事関係の登録でいきますと55件、前回68件ということで、これも0.81倍ということで縮小しております。全体は3853件で、前回は1789件ですから、2.15倍と、これも全体は大変大きくなっております。

物品関係の登録、市内72件で、これが前回101件ですから、これも0.71倍、全体では5811件のお答えですので、前回は1406件ということで、4.13倍ということで、登録件数は共同受注システムが動いてインターネットで受注する機会がふえたかということであると思いますが、大変な全体の登録件数がふえているということが伺えます。

契約の方の件数でいきますと、工事関係全体が市内81件、市外32件、前回お聞きしたのが、市内188件で、市外77件ですから、市内が0.43倍、市外が0.42倍、全体で113件、前回は265件ですから、0.43倍ということで、工事件数そのものが減っているということが伺えます。

また、その土木に関してみれば、市内が15件で、これが前回66件ですから、0.23倍、全体が20件で、前回は82件で、0.24倍になっています。

また、建築の方で見ると、市内が8件で、前回32件ですから、4分の1の0.25倍、全体が15件で、前回45件ですから、0.33倍ということで、件数が大きく減っていることがよく見てとれます。

金額ベースでどうなのかといいますと、市内が、6億9014万9000円、前回は、15億3457万9000円ですから、0.45倍と市内の工事全体が減っています。

全体で見ますと、11億3376万7000円のお答えで、前回は31億2678万3000円で0.36倍、ということで、工事が3分の1に減ってしまっているということで、あと細かくは省略いたしまして、委託関係の方に移りますと、委託も、市内が7.5件で、前回94件ですから、これは0.8倍、全体としても294件が、前回287件ですから、これは1.02で、ほぼ同じ程度というふうに考えていいかと思います。

委託の金額の方は、これは減っておりまして、3億2108万1000円、前回、3億3760万9000円で0.95倍、こちらは大体年のぶれということを考えればこのようなものかと思いますが、ここでそこら辺のインターネットの影響で、市内業者の仕事の割合が減ってしまっているというふうに見てとれますけれども、そういった考え方でよろしいのか、そこら辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、小規模契約事業者の登録制度、これを導入していただいたわけで、登録件数が29件で契約が21件ということで、ぜひこういったところ、よそのところでも、金額をもう少し引き上げて、より広く市内業者が参加できるような制度を工夫しておられるようですので、ぜひ検討していただく、これはお願いだけで、要望にとどめておきます。

それから、3点目の見積もり合わせ、問い合わせの件はわかりました。

業者の方に事後公表しているということを周知して、問い合わせという形で応じていくと、2000件の方に全部やっていたら大変ということで、ぜひその周知の方

をよろしくお願いいたします。

それから6点目の受注機会の拡大で、市内業者の育成という観点で、今後も機会を拡大することに努めてくださるということでした。

また、指定管理者制度に移行しても、依頼を今後やっていくということですが、これは、あくまでも指定管理者の方の問題でありますので、依頼だけで済む問題ではありませんから、ぜひこれは指定管理に移行する際の何らかの工夫が求められるところで、これもぜひ工夫を図っていただきたいという要望だけにとどめます。いくつかお答えをお願いいたします。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、入札参加資格登録につきましての増した理由でございますけれども、全体といたしまして、やはり、議員の方も今御指摘がございました電子自治体共同運営電子調達サービスに伴う電子申請が可能となったことによりまして、全国各地からでもその業者の方も、パソコンによって申請が可能になりましたことから、全体的にこの登録件数が急増しているというふうに、そのようにとらえております。

○8番（奥富喜一君） わかりました。了解いたしました。次に移りたいと思います。4点目として、市内建設業者との災害時応援協定締結についてです。

火災、水害、地震などの災害時に、身近で頼りがいのあるのが、市内の建設業者の方々です。必要なさまざまな道具、機材、ノウハウをお持ちで、頼りがいのある存在です。有償、無償問わず必要不可欠な存在です。

そこで、このところ連続してお聞きしておりますが、市内建設業者との災害時応援協定締結について、進捗状況をお聞かせください。

○市長（加藤育男君） 市内建設業者との災害時応援協定締結についてでございます。

福生市商工会にも御尽力をいただきまして、ここで市内建設関係業者の方にお集まりをいただき、災害時応援協定の締結に向けての説明会をさせていただきました。

防災協力会のような組織で考えておりますので、現在組織づくりを進めていただいております。協定内容などを確認している最終段階にありますので、年内の協定締結を目指しております。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。年内の協定締結を目指すとのことで大歓迎ですが、現状ではどのような業種の方が参加予定で、何社ぐらいでスタートされる予定かなど、おおよそについてお聞かせください。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、業種についてでございますが、土木建設関係それと上下水道関係、あるいは造園関係、それと電気工事関係、この業種の皆さまに御協力をいただく予定でございまして、数につきましては、現在募集を募っているところでございますのはっきりとは申し上げられませんが、より多くの御参加をいただきたいと、そのように考えております。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。ぜひ年内にスタートしていただけるよう大きくPRしてより多くの市内業者の方に参加を募っていただけるよう要望いたします。次に移ります。

5件目として、中小商店経営者、貸し渋り、貸しはがしについて、市内の中小商

店経営に対する貸し渋り、貸しはがしの現状把握はどのような状況でしょうか。

ことし4月、当市実施の融資限度額拡大、利子補給拡大等の支援策との関連ではどうでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（加藤育男君） 中小商店経営における貸し渋り、貸しはがしについてでございます。不況下において、貸し渋り等が行われないよう信用保証協会は、平成19年10月から小口零細企業保証を創設し、福生市においても平成20年度から小口零細資金融資制度を開始いたし、融資限度額の拡大や融資条件の緩和も、平成21年度から実施しているところでございます。

また、国は中小企業者の資金繰りを支援するため、平成20年度の補正予算で緊急保証の規模を拡大し、事業資金の調達を円滑にするための措置を図り、市においても認定事務を行っているところでございます。

これらの措置により現在まで、貸し渋りや貸しはがしがあつたとの苦情は市の担当や商工会には寄せられておりません。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。長引く不況のもと、商店経営中小建設業の経営者は、本当にいま不況に立たされておられます。従業員の首を切ってしまう、今は楽になるかもしれませんが、将来の芽を積むことになってしまいます。

幸いにして、当福生市では、ことし4月当市実施の融資限度額拡大、利子補給拡大等の支援策を初め、さまざまな手当てを打ったために、幾らかは緩和されているものと観測されます。とはいえ、私のところに来られる相談は、商店経営、建設関連の営業をあきらめ、閉業し、生活保護の申請まで至る深刻な相談が急速に増大しています。

追い打ちをかけるように、今度はドバイショックと国際的貿易環境も厳しくなり、一層の不況の長期化が見込まれるところですので、市内中小商店経営、中小の建設関連業者支援の特段の手立ての工夫と、努力を要望して次に移ります。

第6件目、福祉バス及び市内循環バスについて。1点目、福祉バス利用登録及び運行の状況について。2点目、福祉バスの今後の見通しについて。3点目、アンケート等、市に寄せられた意見の採用状況について。4点目、市内循環バスの取り組みについて。以上お願いいたします。

○市長（加藤育男君） 福祉バス及び市内循環バスについてでございます。

まず、福祉バスの利用登録及び運行状況についてお答えいたします。

利用登録につきましては、この10月末現在では4450人、利用対象者別の内訳では高齢者の利用登録が3201人で、全体の7割を超える状況が継続しております。

乗車人数につきましては、前年度6万1095人で、ことし4月から10月末までは4万2773人でございまして、運行開始からは10万3868人の乗車をいただいております。1日当たりでは、約240人の御利用となっております。

福祉バスの今後の見通しでございます。

平成21年4月に実施いたしました利用者アンケートでは、運行日・運行便数・走行時間などについて、70%以上の方が「今のままでよい」と回答されております。

て、運行コース以外は、ほぼ現行の運行体制を望む意見が大勢を占めている結果となっております。また、85%の方が、「今後も利用したい」と回答され、多くの感謝の声もいただいているところでございます。それらの意見や、施行期間中の1日240人の乗車人数の実績を踏まえますと、このまま次年度以降も試行運行継続する状況にもないことから、福祉バスの本格実施を行おうと考えております。

なお、本格実施の時期についてでございますが、運行コースの見直しに伴う周知や車両の準備期間などから、年度の区切りである平成22年4月1日とし、新車両への切り替えにつきましても、同日付けといたしたいと存じます。

したがいまして、試行運行は、平成22年3月までを予定しております。

この間の利用者要望の具体化でございます。今回の利用者等へのアンケート調査による利用者要望では、車両への要望や運行経路などが主なものでございました。また、車両関係では、乗り降りが比較的容易なノンステップバスの導入、車内音声ガイド、車内電光表示、車体外案内表示などでございます。これら車両関係の要望につきましては、新車両への移行時にほぼ具体化できる予定でございます。また、車両関係以外では、駅周辺へのバス停設置や停留所の増加などでございますので、平成22年4月の本格実施に向けて、改善を行う予定でございます。

市内循環バスの取り組みについてでございます。

これまでも何度か御質問をいただきお答えをいたしておりますように、市内循環バス、別名コミュニティーバスの運行は考えておりません。したがいまして、現時点では先ほど申し上げましたように、福祉バスの本格実施に向けまして、準備をさせていただきたいと考えております。

以上で、奥富議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。少し気になるところがあってお聞きしておきたいと思います。

乗車人員の件ですけれど、8、9月と前年同月に比べ減少しています。10月には回復しておりますが、登録人員が増加している中での増加としては弱いように思います。また、8月の落ち込みを機会に8、9、10と平日の利用が減少し続けている点です。平均乗車人数で10月は持ち直しておりますので、今後は改善されるのかとは思いますが、原因をつかんでいたらお知らせください。あわせて車いすの利用が減少、横ばい状況であること。昨年当初5月は15人でありましたが、現状は8、9人の利用になっていきますので、利用上に問題があるのではないかと危惧いたしております。どのようにとらえられておりますでしょうか。

また、アンケートの関係で幾つかお聞きしたいと思いますが、次回に回しまして、福祉バスの循環バスの方の関係で、福祉バスそのものは大変大きく歓迎されているわけですが、それに伴って一層逆にコミュニティーバスをぜひ走らせてほしいという意見がアンケートの中でもお見受けしております。

福祉バスが定着すればするほど、コミュニティーバスの要請の声が大きくなります。また、健康志向、CO₂削減など、脱車社会の浸透とともに自転車だけでなく、バスの需要も高まりますので早期に検討されるよう、これは要望にとどめまして、先

ほどの2点だけお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、2点お答え申し上げます。

まず、8月、9月の前年同月に比べて乗車人数が減少していると、原因は、ということでございます。特に、原因は定かではございませんが、天候などの影響によるものではないかと、そのように考えております。

次に、車いす利用について、これも減少、横ばいとなっているが、利用上問題があるのではないかとということでございます。

車いす利用の方につきましては、これは特定されておりまして、個別に対応する移送サービスなど、別の移送手段によって変更が生じたものとそのように考えております。車いす利用者の方にとりましては、やはりドアツードアこれが望ましいわけでございます、福祉バスだけではこれは対応できないこともあるわけでございます。

いずれにいたしましても、現時点では利用者の方からは特に苦情はいただいておりませんし、特に利用上問題があるとは考えてございません。

○8番（奥富喜一君） 天候ということとその程度の差はあるということと、ドアツードアの車いすの運用は、今後の課題、必ずしも福祉バスだけで解消できないということと了解いたしました。長いことありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、10番高橋章夫君。

（10番 高橋章夫君質問席登壇）

○10番（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、都市整備について3点、それから防災行政について2点お伺いさせていただきます。

都市基盤（福生総合計画第3期修正後期基本計画）についてであります。

本年度は、第3期総合計画の最終年度であり、平成17年度からの第3期修正後期基本計画期間も残すところ4カ月弱となりました。

昨年12月の市議会定例会で、市長は他の議員から当該計画の推進状況に関する質問にこう答えております。「すなわち、第3期基本計画の構想にあげたまちづくりの目標と対する基本計画の設定目標74項目について、全項目の93.2%を達成しているが、目標達成度の50%以下と評価した施策が市街地整備の項目だったと思います。

主要施策とした土地区画整理と市街地再開発は、それぞれ田園西地区、福生駅東口地区の都市整備事業の完成をみたものの、熊川地区の土地区画整理事業及び熊川駅周辺の整備については、地権者及び地元関係者の合意形成、協力の確保が得られず、今期の計画期間では達成することが難しい状況との見解である」と述べられております。

私といたしましても、総合計画第3期修正後期基本計画では市街地整備の福生、牛浜駅前整備と道路交通網整備の拝島駅自由通路など、公園・緑地等整備は下の川緑地、原ヶ谷戸どんぐり公園、また、中福生公園は拡張され、大きく見れば、第3期修

正後期基本計画の中では、都市基盤整備は進んだと考えております。

そこで、基本計画の下位に位置付けられている都市計画マスタープランとも関連して、市街地整備について、特に熊川地区に限って、次の3点ほどを質問いたします。

1点目といたしまして、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、熊川地区の基本的な考え方をお伺いいたします。

2点目といたしまして、地区区分の考え方について、熊川地区は地区の面積が広く不利益と感じられるように思われます。地区区分は生活に密着し、住民にわかりやすい範囲でなければならないと思いますが、この区分を2分することはできないのかお伺いいたします。

3点目といたしまして、熊川地区の将来像についてですが、今後、熊川地区をどのような考えをお持ちかお伺いいたします。

続きまして、防災行政についてお伺いいたします。

最初に、ヘリサイン表示促進について、お伺いたします。既に2名の議員が質問されておりますので、多分、答弁はだぶるのかなと思っておりますけれども、よろしくお伺いいたします。

近年、都市直下型地震・東海地震及び東南海地震の切迫性が危惧されております。震災対策にも万全を期すことは喫緊の課題でもあります。地震時においては、建築物の倒壊、電柱等が倒れ陸上では交通網が遮断されることが想定されます。

このようなときに、ヘリコプターでの消防活動が非常に有効であり、しかしながら、過去の震災時等において消防活動では、上空からの着陸目標の把握に困難を極めた事例が報告されております。また、震災時には都内には、他府県や自衛隊などから多くのヘリコプターによる応援が想定されているところでございますが、他府県から飛来してくるすべてのヘリ部隊が都内の地理に精通しているとは考えられません。

そのために、上空からのラウンドマークとしてのヘリサインは非常に有効であり、現在東京都では都立高校、病院にヘリサインを整備していますが、さらにヘリサインを整備することにより、航空消防活動が一層強化されることは市民の安心安全につながることを期待されております。

以上のことから、市内各小中学校の屋上にヘリサインを表示ができないかお伺いいたします。

2点目といたしまして、引き続き転倒家具防止事業の現状について、お伺いいたします。

地震が起こりますと、まず自分自身の安全と家族の安全は第一であることは既に御承知のことと思いますが、震度7では多くの家屋が倒壊する可能性があります。ましてや耐震構造の対応がなされていない木造住宅の倒壊が大であり、また、地震の震度によっては家具の転倒吊り棚からの落下等により圧迫死や負傷などにより避難が遅れることもあり、この家具転倒防止は大変重要な事業であることは認識しております。

家具転倒防止の進捗状況と今後の事業の考え方をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大野聰君） 午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 54 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

都市整備についてでございます。

当市の市街地整備は、市街化区域約 663.3 ヘクタールのうち土地区画整理事業の整備率が約 37%でございますが、都市計画道路や公園等の都市施設の整備状況は、他市に比べ高い水準にあります。

1 点目の、みんなが安全で快適に暮らせるまちについての基本的な考え方でございます。

平成 10 年に策定しました福生市都市計画マスタープランでは、「みんなが安全で快適に暮らせるまち」を、市全体の将来生活像と考えております。熊川地区は、にぎわいのあるまちづくりや、文化を育むまちづくり、自然との触れ合いのあるまちづくり、国際交流のあるまちづくりの形成による「新しい文化を生み出す活力あるまち」を目指しております。

特に、幹線道路に囲まれた各地区の生活道路での歩車共存が図られた道づくりが、この「みんなが安全で快適に暮らせるまち」につながると考えております。

次に、2 点目の地区区分の考え方についてでございますが、都市計画マスタープランでは、福生市内を福生・東町地区、東町地区、本町・志茂・牛浜地区、熊川地区、加美平・武蔵野台地区、北田園・南田園地区、横田基地の 6 地区に分けております。

これは、地域特性を把握する大きな括りで、それを細分化して地区ごとの整備計画を策定しております。

御質問の熊川地区も、住民にわかりやすい区分に心がけ、拝島駅周辺、熊川駅周辺、玉川上水・熊川分水周辺、福東地区等に細分化し、地区を一括りとしなくて、地区の性質別に整備方針を策定しておりますので、御理解いただければと考えております。

しかし、熊川地区は、土地区画整理事業が未実施の関係から、他地域に比べ、道路密度が低い区域となっている状況がございます。このことが、地域の不利益という考え方につながるかと存じます。特に、睦橋通り周辺の地区は、土地区画整理事業による整備ではなく、道路拡幅整備事業を住民の方々が要望され、東京都施工による道路拡幅事業が実施された関係で、地区が分断された状況も見られます。

そのため、市といたしましては、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり実現」のため、幹線道路に囲まれた生活区域内での道路ネットワークの構築が必要であると考えております。また、その解決には、当地域にお住まいの市民の方々の御意見を反映して、狭あい道路の拡幅や、新設道路の整備等を実施していきたいと考えております。そのことが、地域コミュニティの確保や、住民にわかりやすいまちづくりにつながるものと考えております。

次に、３点目の熊川地区の将来像についてでございますが、都市計画が生活に密着した計画であることから、日常に使う道路や公園の整備等は、市民の皆様が主人公になるような計画を、いかに進めるかが必要であると考えております。そのため、平成２２年度からの福生市総合計画第４期の施行に伴い、平成２２・２３年度に、総合計画の実施計画となる都市計画マスタープランの改定を考えております。

その中で、熊川地区の地域資源を有効に活用した拠点づくりを行い、都市構造を再編するため、拝島駅南北地域周辺の整備や、陸橋通り周辺の生活道路網の整備等を盛り込むことができればと考えております。それらにより、暮らしやすい道路への整備充実が図られると考えております。

防災行政についての１点目、ヘリサイン表示促進についてでございます。

清水議員、原田議員に御答弁申し上げましたが、学校などの屋上等に大きく名称を表示し、災害発生時の避難・救助の際に、上空のヘリコプターからの目印となるもので、東京消防庁が推進しております。市内では現在、都立高校である福生高校・多摩工業高校の２カ所に、このヘリサインが表示されております。

福生市の市域を考えますと、中学校区単位での設置が望ましいと考えておりますことから、市の北側第二中学校区あたりにあればと考えられ、この地域には、福生市地域防災計画に定める災害医療の拠点である公立福生病院が所在することから、今後病院側とも調整を図ってまいりたいと考えます。

次に、２点目の家具転倒防止事業の現状についてでございます。

こちら原田議員に御答弁申し上げましたが、この事業は、東京都市長会の事業で、市民の皆様が家具転倒防止器具を支給することにより、住居内の家具の転倒防止対策等を推進し、震災時における人的被害を最小限に抑えることを目的に実施するもので、今年度から２３年度までの３年間の事業でございます。

内容は、市内全所帯を対象に器具を希望する世帯に無償で支給をしております。

また高齢者、障害者等で取り付けが困難な方には、シルバー人材センターによる取り付けも行っております。

申請状況でございますが、１１月２７日現在、７５４件の申請がございます。当初は４４０世帯の予定でしたが、入札差金や取り付け希望者が予定より少なかったことなどにより、今年度は当初予定より多い８００世帯ほど見込んでおります。

まだ、若干の余裕がございますので、まだお申し込みをなされていない方は、お早めに市内の取り扱い店にお申し込みいただければと思っております。

この事業は、先ほども申し上げましたが、２３年度までの３年間の事業となっておりますので、２２年度になりましたら、また改めて募集をさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いします。

以上で、御質問に対する答弁とさせていただきます。

○１０番（高橋章夫君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

１点目の陸橋通りに関する都市整備に関して、陸橋通りが完成することによりまして生活が大変不便になりました。地域からは、大きく迂回をしなければならないと

いうことで、不満や苦情が出ているのが現状であります。それは、安全施設に中央分離帯ができたために一方通行と同じような左折になっているために、また、そのためにですね、新奥多摩街道、二小通り、16号等の信号を左折しなければ自分の家の方には戻れないという不便さが苦情になって出てきております。

このようなことから、睦橋通りにつながる狭あい道路の整備をどのように進めていくのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、拝島駅南口は自由通路が本年度中に完成し、さらに駅前広場、拝島の方ですけれども、5600平米を区画計画をしており、住民型提案を進めております。

平成24年度の区画整備の完成目標にして意見交換等を実施し、多いときには月3回もの協議会を住民とし、コンサルタントとが会合を開いているところでございます。住民型プランのぶらぶら歩きできるまちという目標を立てておりますけれども、福生市といたしましては、拝島駅北口は福生分に当たり、拝島駅北口駅周辺の整備をどのように考えているか、お考えをお聞きいたします。

3点目といたしまして、山王橋通りの幅員が7メートルで、相互通行と片道幅員はガードレールが設置されていますが、2人がすれ違うことや、自転車が来れば歩行者は立ち往生、通勤や通学として時間帯には大変危険な幹線道路でもあります。山王橋通りを拡幅することはできないか、特に16号線、ガード下から昭島市境の都道164号線との間でも拡幅をしてほしいという、利用者からまた地元町会からの方からの要望が16号拡幅工事が始まってから特に多くなっております。

そこで、16号線先昭島市側も11メートルの区画新道の設置を計画しており、24年度の完成を目指しております。山王橋通りの一部60メートルだけでも拡幅できないか、お伺いいたします。

次に、防災の方に移らせていただきます。防災ヘリサインについてでございます。

1点目御答弁もいただきました。再質問の御答弁の中で、前議員の方たちのときに、ちょっと含めておりますけれども、ヘリコプターが屋上に離発着するような答弁がありました。ということは、構造云々とか、そういうことが、出ておりましたので、ちょっと視点が違うかなと思いました。

まず、ヘリコプターが発着するのではなくて、文字を表示するだけですから、構造上の問題等には一切触れなくてもいいのではないかな。重さがペンキのたかが10キロ程度のものかなと思います。1字が4メートル四方、縦横4メートルになります。その間に1メートルの文字をあけて次の文字を書き込む。

例えば、学校であれば、「福生第一小」と書けば、縦が4メートル、横幅は1メートルで、19メートルぐらいの範囲になろうかなと思います。このようなことを共同で書けないかということを提案していきたいなと思っております。

一例を申し上げますと、PTAが音頭をとり、地域で職を持っている方たちとともに児童生徒を含め、土曜日、日曜日で何回かすれば、このようなことができるのではないかなと。

このようなことから児童・生徒の防災意識の高揚に結ばれることを考えておりま

す。教育委員会は、言葉が悪いかもしれませんが、屋上を貸すだけで、あとは、安全安心まちづくり課の対応で施工ができるのではないかと考えておりますので、お聞きいたします。

2点目は、そのヘリサインを使用するときの送料や消耗品はどのくらいかかるのか教えていただければと思います。

3点目は、家具転倒防止事業であります。あと2年続くこともあり、先週ある会でパンフレットをカラーコピーして配付したところ、このような制度があったのだということですね、知らなかったということでございましたので、また、町会にも「回覧していますよ」と言うと、見ていなかったという言葉が帰ってきております。

このようなことから、安価なパンフレットを全体配布できないか、また別の周知するようなことがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、1項目目の都市整備についての再質問にお答えします。3点ほどいただいております。

1点目の睦橋通りにつながる狭あい道路の整備の進め方ということでございますが、熊川地区は、市長答弁にもございましたように、区画整理による面的整備が実施されていないことから、狭あい道路や行きどまり道路が他地域に比べて、多く点在していると思われます。

そこで、狭あい道路の整備、睦橋通りが右折ができないということで、これにつながる狭あい道路の整備の進め方ということでございますが、整備手法といたしましては、地籍調査事業などの導入ということも、検討も視野に入れながらということで、地権者の皆様の御協力をいただきながら、積極的にということで、道路用地を確保して、整備する進め方を考えております。

2点目として、拝島駅の北口駅周辺の考えた方でございますが、現在拝島駅南口につきましては、地区計画の策定が進められております。

そこで、御質問の北口駅前の周辺の整備計画でございますが、この地域は拝島駅北口を拠点といたしまして、西武鉄道と玉川上水、横田引き込み線に囲まれた約1ヘクタールの地域でございます。拝島駅前の土地利用は、駐車場などが点在しております。十分な土地利用が図れてないと思います。また、駅前の市道第96号線は、朝夕の車の通過車両による交通渋滞が慢性化しており、拡幅等の面的整備とあわせて、玉川上水や日光橋公園などの景観資源を生かした都市計画を考える必要があると思いますので、関係地権者との意見交換会を実施していきたいと考えております。

そして、3点目の山王橋通りの一部区間の拡幅ということでございますが、現在の国土交通省で実施しております国道16号線のガード下の拡幅工事は、道路幅員11メートルで実施されておまして、両側に歩道を設置する計画で進めております。また、昭島市でも山王橋通りを延長する市道昭島44号線とする新設道路を道路幅員11メートル、両側歩道で計画しております。

御質問の国道16号線のガード下から、昭島市境までの間、幅員約7メートルと歩道が付いておまして、延長60メートルがございます。その拡幅ができれば、今後、

拝島駅南口への車両の通行と歩行者の安全確保が図れ、効果があると考えられます。しかし、市街化が進み建物が建ち並んでおります。拡幅するには、用地買収や建物の補償等の財源問題もございます。この区間は、拝島駅の南口の計画の策定区域でもございます。昭島と協議しながら現在、熊川の武蔵野地区計画策定を進めておりますので、関係地権者の皆さんに御意見を聞いてみたいと考えております。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、防災行政のまず学校の屋上へのヘリサインの表示についてでございますが、東京消防庁とも相談をしながら、学校の屋上へのヘリサインを書くことの必要性などを考慮した上で、また、児童、生徒、PTAなどの御協力を得ることが最も重要なことであると考えておりますので、今後、教育委員会とも相談をしてみたいと、そのように考えております。

次に、消耗品等の価格についてでございますが、これは屋上の路面に直接ごく普通のペンキで書く場合には、1文字、4文字といたしますと、ペンキ代、ペンキを塗るためのローラー代、そしてマスキングテープ代などで2万円ほどと聞いております。

なお、これは参考でございますけれども、福生高校や多摩工業高校などの東京都で実施をしております。これは、緑色の蛍光色で下地をつくりまして、黄色の蛍光色でその上に文字を書いて、反射効果のあるクリアー塗装のコーティング使用のこういったヘリサインでございますが、このような東京都で実施している使用ですと、屋上の材質により異なっておりますが、施工費を含めまして100万円ほどの施設費用がかかるということです。

次に、家具転倒防止器具支給事業のパンフレットの全戸配布についてでございますけれども、来年度につきましては、市広報やホームページによりまして、これまで以上に目につきやすいような工夫を図りながら、PRを強化して予算の範囲内で、一世帯でも多くの方に器具を支給していく、そのような対応でと考えております。

また、これは申し込み状況を見ながらでございますけれども、市で実施するイベント会場ですとか、公共施設等での集まりなどの際にも職員が出向きまして、直接、パンフレットを手渡して、簡単な説明をしていくようなそのような啓発方法も考えております。

したがって、現時点では、パンフレットの全戸配布は考えておりませんので御理解をいただければと存じます。

○10番（高橋章夫君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、1点ばかりお聞きしたいと思います。

小峯部長の方からですね、山王橋通りの一部に関しては、細かい説明をいただきました。今回熊川地区ということで、限定して山王橋通りのこともお聞きしようと思っておりますけれども、この山王橋通り、例えば五日市線の踏切から16号までとかという部分で、この部分を区切って計画を立てていくことは難しいのかどうかということは、ちょっと聞いておこうかなと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、あとはちょっと要望の方を先にさせていただきたいと思います。

ヘリサインの方はちょっと、目的がもうちょっとはっきりした方がよいのかなと

いう気がいたします。それはなぜかといいますと、全く災害の発生した時期、時点気象状況等あいなろうかと思えますけれども、屋上に一カ所一カ所周知することによって、ヘリコプターが来たときに、ここの部分にはこういう援助物資をといる、そういう目安のための表示でありまして、中学校区域に3カ所あればいいという、そういう問題ではないと私は認識しております。ぜひ、この辺のところも御理解いただきながら、これから検討していただきたいとありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

それと、今、全戸配布は無理ですけれども、いろんなところでもってイベントに対しては皆さんに周知していただけるようなお話をいただきました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また、福生に1店舗だけ取扱店があるということでございますけれども、ぜひ熊川地区の方にもそういう扱えるお店をできればお願いしたいなと思っております。これは、やっぱり年代はともかく、高齢者からやっぱり職業を持っている方に対して、時間的な問題やいろいろなものがかかわってくると思いますので、熊川地区にもどこか一点を私の方からお願いしたいと思っております。

それからもう1点は、要望でいいのですけれども、家具防止を申請するときに、自分の家の家具に、こういうものを付けたいのだということが多分自分でわからないときには、その場所を写真で取って申し込みするときに持っていくと、お店の方のアドバイスもしやすいのではないかと、こういう形状だったらこういうものを使った方がいいですよとか、こういう壁に付けるのだったら、これはコンクリートが後ろの壁だから、こういうボンド式のものがいいとか、こういうアドバイスができると思いますので、これは、なるべくそういうふうな状況が把握できるようなものを特産してもらった方がいいような、そういうものをお話ししていただきながら、お店の方に行ってもらえる方法をとってもらえたらよろしいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1点だけよろしくお願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 再質問にお答えいたします。

御質問は山王橋通り、幹Ⅱ-13号線でございますが、そこに都市計画、道路計画を立てられないかという御質問だと思いますので、御答弁させていただきます。

この都市計画の実現のための手法として、都市計画決定をするということがございます。これは、既成市街地の中に、いわゆる都市施設、特に道路の交通施設を計画する場合には、その土地に関する権利に相当な制約を加えることになります。その区域においては、沿道の関係権利者、市民の皆様に対して一定の建築制限をしたり、用地を買収、取得して、道路事業を行わなければなりません。

当然のこと、関係地権者の皆さんの同意が必要でございまして、相当の事業期間とまた事業資金も必要となりますので、現段階でございしますが、大変難しい都市計画と判断しております。

○10番（高橋章夫君） いろいろ御答弁ありがとうございました。要望を2点ばかりさせていただきたいと思います。

先ほど地籍調査を待つて解決していくとお話もありましたけれども、地域性によっては、随分、年の層があるのではないかなと思うのですね。もう現在加美の方から進めていくけれども、現実的に熊川地区まで入ってくるには相当な時間がかかるだろうと。そうしますと、これを地元に戻って説明しろと言われても、それでは、地籍はいつできるのかと言われても、その辺の答弁だけだと、ちょっとやっぱり、私だけではなくて、きょう聞いている人は皆そう思うのではないかなと思うのです。この辺のところはやはりよろしくお願ひしたいと思います。

市長も交通の安全週間のときに、立哨の激励に来たときに、「おおこの道路随分危ないな」というのが、山王橋の道路でございましたので、多分記憶にあらうかと思ひますけれども、そういうこともありますので、ぜひその辺のところはなるべくできましたら早目にお願ひしたいなということを要望しておきます。

それと、今の山王橋通りでございますけれども、今すぐにどうこうというよりも、やはり先のことを見据えておかないと、今都道の道路にも、30年40年とかかって計画を立てていて、ようやくこういうふう動き出している状況、ですから今の時点からでもそういう前向きな計画等を少しずつでもつくっていて、長い年月にはある程度のことができるとかそういうものをですね、ぜひこれからも考えていただきたいなと思っております。

今現在確かにそういう部分では、大変なことは事実でわかっております。けれども、やはり計画というものはそういうふうを立てておかなくてはいけないのではないかなと思ひますので、できましたら、その辺のところも含めながら、今後の課題としていただいて、取り扱いいただければありがたいなと思っております。時間も残りましたが、最後ですので、ここで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大野聰君） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第2、議案第64号、福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願ひます。

（企画財政部長 田中益雄君登壇）

○企画財政部長（田中益雄君） 御指名をいただきましたので、議案第64号、福生市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、来年度から始まります第4期福生市総合計画の推進に対応するため、また行政改革のさらなる推進、五つの元気施策及び喫緊の行政課題に対応すべく、行政運営の効率化を図るため、組織の改正を行いたく、本条例の改正について御提案申し上げるものでございます。また、部の名称変更に伴い、関係条例の改正もあわせて行いたいというものでございます。

次に、本条例の改正内容につきまして説明をさせていただきます。例規集につきましては149ページでございます。

議案書をごらんいただくとともに、本会議資料として、本会議初日に御配付させていただいております福生市組織条例の一部を改正する条例資料によりまして、説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。（１２月１日配付の本会議資料参照）

恐れ入りますが、本会議資料の１、福生市組織条例の一部改正新旧対照表の１ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、本則中の福祉部の表現を「福祉保健部」に改める改正規定を置き、条例中にある「福祉部」の表現を一括して改めます。第１条と第２条に改正箇所がございます。

次に第２条では、それぞれの部の代表的な事務分掌について定めておりますが、第２条の表、総務部の項では、国体準備室の教育委員会事務局からの所管替えに伴い、現行の第４号の次に、第６８回国民体育大会に関するものを加えるとともに、以下の各号を繰り下げます。

恐れ入ります。２ページをお開き願います。

生活環境部の項では、定住化対策事務の都市建設部からの所管替えにより、現行の第２号の次に、定住化対策に関するものを加えるとともに、以下の各号を繰り下げます。そして、都市建設部の項では、第５号の削除及び受託水道事業の解消に伴い、第１０号を削り、各号の整理を行うものでございます。

恐れ入ります、議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、施行期日を平成２２年４月１日からとし、第２項及び第３項におきまして、「福祉部」を「福祉保健部」へ名称変更をしたことに伴う、関係条例の整理のため、福生市地域福祉推進委員会条例、及び福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正規定を、設けたものでございます。

条例の改正内容につきましては、以上でございますが、具体的な、組織改正を行う主な部署につきまして御説明申し上げます。

恐れ入ります、本会議資料の２、組織改正（案）新旧対照表をお開き願います。（１２月１日配付の本会議資料配付）

この資料につきましては、表内左から、改正前の現行組織と人員、その次が改正案でございまして、黒い網かけの部分が改正箇所となっております。

次の欄は、改正による配置職員の増減について、そして、１番右側には備考として、改正理由等を記載しております。

初めに、企画財政部でございますが、参事職を廃止いたします。これは、第４期基本構想及び基本計画策定終了に伴うものでございます。

次に、２ページをお開き願います。

総務部でございますが、国体準備室を教育委員会事務局から所管替えし、あわせて室長及び係員の併任を解き、新たに室長及び係員の２名を増員いたします。

国体関係につきまして、本年８月に、７０数名から構成されます準備委員会が立ち上がり、来年度から本格的に準備活動が始まることにより、併任ではなく、選任による対応が必要となること、また市長をトップとする委員会のため、迅速な意思決定

を行うため、総務部へ所管替えをするものでございます。

3 ページをお開き願います。市民部でございます。

保険年金課で、現在所掌しております特定健診事務及び特定保健指導事務を健康課に所管替えを行います。これに伴う保険年金課の配置職員数には変更はございません。

次に、生活環境部でございます。

地域振興課の地域振興係を産業振興係とまちづくり振興係に分割し、都市建設部まちづくり計画課で所掌しておりました定住化対策事務を移管いたします。

これは、まちづくり計画課で今まで検討してまいりました定住化対策の成果をもとに、まちのにぎわい、中心市街地の活性化などに関連する定住化対策施策の検討を行うべく、地域振興課に所管替えをするものでございます。これに伴う生活環境部の配置職員数には変更はございません。

4 ページをお開き願います。福祉部でございますが、部の名称を「福祉保険部」に改めます。これは、予防医療及び健康施策に対する重要性にかんがみ、特定健診等の事務移管、健康ふっさ21事業の推進による健康課の業務内容の充実に伴い、部の名称を変更するものでございます。

社会福祉課では、生活福祉担当主幹を廃止し、社会福祉課長が生活保護経理を含む総体的な生活保護事務を所管することとし、障害福祉係を課に昇格し、課長職を配置するとともに、係員に保健師1名を増員いたそうとするものでございます。

障害福祉課への昇格は、障害福祉関係業務の増加と拡大に伴い、担当の管理職の必要性和年々増加する精神障害者福祉業務に対応するためでございます。

次に、健康課でございます。特定健診及び特定保険指導事務を保険年金課から所管替えいたしますとともに、保健指導係から、管理栄養士を健康管理係へ配置替えいたします。

予防医療及び健康施策の充実のため、健康施策を総括的に所管いたすべく、特定健診業務関係を健康課に集約するものでございます。これによる福祉保健部の配置職員数は、50名から51名にいたそうとするものでございます。

次に、5 ページをお開きいただきたいと思います。都市建設部でございます。今回の改正で大きく変更がございます。まず、部内各課にグループ制を導入いたします。まちづくり計画課は、計画グループ、住宅グループ、用地グループに編成し直し、従前の定住化対策担当が所掌してまいりました定住化対策事務は、生活環境部に所管替えしたことに伴い1名減とし、名称も住宅グループに変更いたします。

施設管理課と施設工事課の2課を施設課の1課体制とし、管理グループ、道路グループ、公園グループ、建築グループ、そして下水道グループの五つのグループ制に編成替えをいたします。また、課長のほか主幹を設置いたします。建築グループには、現在、教育委員会事務局、庶務課施設係で所掌いたしております一定規模以上の学校施設の増築、改築等の事務を所管替えいたします。水道事務所は、東京都への水道業務の一元化に伴い廃止をいたします。これらにより、都市建設部の配置職員数を43名から35名にいたそうとするものでございます。

ここで今回導入いたしますグループ制について、御説明をいたします。

恐れ入りますが、資料3をごらんください。（12月1日配付の本会議資料参照）まず、1のグループ制導入の理由及び内容でございます。

（1）の理由の後段で、市の固有課題を記載しておりますが、職員の大量退職時期を迎えるに当たり、在職する若手中堅職員の育成は急務の課題でございまして、これをOJT手法により、解決につとめようとするもので、長年培われました個人技能について通常業務の執行を通して後進にその継承を図りたいとするものでございます。

都市建設部に導入いたしましたのは、技術系の技能継承のほか、防衛補助申請等のノウハウの継承といった本市固有の課題もあることから、グループ制導入に当たっては、効果的な部署であると考えているところでございます。

次に、（2）のグループ制の内容でございしますが、ここに3点記載いたしました。

組織の基礎単位を係から課へ拡大し、課長裁量により課の中で、事務事業のグループ編成を原則1年単位で行い、期間集中的な業務がある場合は、グループ間で職員を移動することができるというものでございます。

具体的にイメージしていただくために、2ページと3ページに図示してございますので、こちらで説明いたします。

2ページではグループの括りと事務分掌についてでございます。上段が係制、下段がグループ制をあらわしてございます。

係制では、係単位で事務分掌が規定され、その事務ごとに具体的な事務事業を実施していくわけでございますけれども、下段でございしますが、グループ制になりますと課を単位とする事務分掌となり、この例によりますと三つの会の事務分掌すべてが対象となり、事務事業の関連性や合理的な執行等の観点から、グループ編成をする形となります。この例では、係制のときに、三つの係に分かれていたC、D、F、Gの事務事業をYグループが担当するという例になってございます。

次に3ページをごらんください。係制とグループ制との比較組織図でございます。

この例では上段の係制のときは、課長のもと、A、B、Cの3係で、それぞれ係長のもとに係員がいて、それぞれの担当業務を執行する形でしたが、下段グループ制では、課長の裁量のもとに、事務事業の関連性や合理的な執行等の観点から、編成したXYのグループを組織し、グループリーダーとグループ員とで構成することとなります。またグループ制導入に伴い、今まで担当の所管がわかりづらいといった市民の皆様の声にも対応することいたしました。

恐れ入ります、資料2の6ページにお戻りいただきたいと思います。教育委員会でございます。

教育委員会事務局と各協議機関の改正につきましては、社会教育関係部署を生涯学習の推進及び振興を強化する組織編成といたしたいとする教育委員会からの要望を受けた改正となっております。社会教育課でございしますが、課の名称を生涯学習推進課に改め、社会教育係を生涯学習推進係と地域教育推進係に分割し、生涯学習推進係は2名とし、生涯学習の総合的な計画、及び調整に関する事務並びに、庶務的な事務を地域教育支援係は3名とし、学者連携、融合施策、ふっさっ子の広場の事業、学校

と地域の連携に関する事務などを所管いたします。文化財係は変更はございません。スポーツ振興課は、国体準備室の総務部への所管替えに伴い併任を解きます。これによりまして、教育委員会の配置職員数を８５名から８２名にいたそうとするものでございます。

以上が組織改正の主な部署の内容でございますが、６ページ、最後の行に、配置職員の合計をまとめてございますが、平成２１年度当初と比較いたしまして、３７０名から３６２名へ８名の削減となります。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（大野聰君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第６４号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第３、議案第６６号、福生市水道事務所設置条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（都市建設部長 小峯勝君登壇）

○都市建設部長（小峯勝君） 御指名をいただきましたので、議案第６６号、福生市水道事務所設置条例を廃止する条例の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

なお、例規集につきましては２３７５ページでございます。

本条例の提案理由でございますが、水道事業は、東京都水道事業の事務の受託として行っておりましたが、既に、平成１９年度に議会の承認をいただき、平成２０年３月３１日をもって、事務の受託の廃止をさせていただいてきております。

その後、経過措置として、一部事務を行っておりましたが、平成２２年３月３１日をもって、すべての事務が廃止されることにより、水道事務所を設置する必要がなくなったため、本条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成２２年４月１日から施行するものといたしております。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第６６号は、建設環境委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第４、議案第６５号、福生市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 小峯勝君登壇）

○都市建設部長（小峯勝君） 御指名をいただきましたので、議案第６５号、福生市特別会計条例の一部を改正する条例の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

例規集につきましては８８０ページでございます。

なお、本会議資料といたしまして、新旧対照表を御配付してございますので、御参照いただければと存じます。（１２月１日配付の本会議資料参照）

本条例の提案理由でございますが、東京都水道事業の事務の受託の全面廃止に伴い、

福生市受託水道事業会計にかかわる規定を削除するとともに、規定を整備したいので、本条例を改正するものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成２２年４月１日から施行するものとしたしております。また、経過措置といたしまして、この条例による改正前の福生市特別会計条例に基づく、福生市受託水道事業会計にかかわる平成２１年度予算の出納については、従前の例によるものとしたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり、御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第６５号は、建設環境委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第５、議案第６７号、平成２１年度福生市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 田中益雄君登壇）

○企画財政部長（田中益雄君） 御指名をいただきまして、議案第６７号、平成２１年度福生市一般会計補正予算（第３号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入の主な内容といたしましては、徴収猶予の取消しに伴う市税の特別土地保有税の追加、また、国庫支出金、都支出金、繰入金及び地方債は、歳出の追加及び減額に伴うもので、歳出では、衆議院議員選挙費、都議会議員選挙費の精算、西多摩衛生組合負担金及び市営競技場整備事業の額の確定に伴う減額などが主な内容となっております。

それでは、補正予算書に基づき、その内容について説明をさせていただきます。

なお、本会議初日に御配付しております本補正予算にかかわります本会議資料の住民情報システム関係資料もあわせて御参照いただきたいと存じます。（12月1日配付の本会議資料参照）

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、総則でございますが、第1条で、既設予算に歳入歳出それぞれに9692万6000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ210億6742万3000円と定めようとするものでございます。

また、第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正につきましては、後ほど第2表債務負担行為補正のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次の第3条の地方債の補正につきましても、後ほど第3表地方債補正のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。

まず歳入についてでございますが、第1款市税、第6項特別土地保有税は、139万6000円の追加でございます。これは、JR東日本が八高線複線化に伴い、平成9年度に取得した事業用地の一部を売却したことに伴いまして、徴収猶予の取り消しを行ったもので、平成9年度の取得分と、平成10年度から平成14年度までの保有分に対する課税額の合計でございます。

第8款の国有提供施設等所在市町村助成交付金等いわゆる基地交付金は、平成21年度の額が確定したことに伴う53万6000円の追加でございます。このうち国有提供施設等所在市町村助成交付金は、資産価格の増加などに伴う552万円の追加で、施設等所在市町村調整交付金は498万4000円の減額でございます。

この追加によりまして、基地交付金の合計額は、市町村助成交付金が12億4226万円、市町村調整交付金が2億802万8000円、合計では14億5028万8000円となるものでございます。第14款国庫支出金は、8126万6000円の追加でございます。このうち第1項、国庫負担金は6073万4000円の追加でございます。

内容といたしまして、障害者福祉負担金で、介護報酬単価の引き上げ及び対象者の増加に伴う介護給付費負担金及び、訓練等給付費負担金の追加、児童福祉負担金で国の保育単価の引き上げに伴う保育所運営負担金の追加、また、被保護世帯の増加等による生活保護費負担金の追加でございます。

第2項国庫補助金は2053万2000円の追加でございます。内容といたしまして、新型インフルエンザ予防接種事業補助金の追加で、後ほど歳出で説明いたしますが、新型インフルエンザ予防接種費助成金に対するもので、補助率は2分の1でございます。

続きまして第15款、都支出金は2556万6000円の追加でございます。このうち第1項の都負担金は、1161万6000円の追加でございます。内容として、障害者福祉負担金、及び児童福祉負担金とともに、国庫支出金と同様で、介護報酬単価及び国の保育単価の引き上げなどに伴うものでございます。

第2項都補助金は、2421万9000円の追加でございます。内容として、保育単価の引き上げ及び対象児童数の増加に伴う認証保育所補助金の追加、また、医療給付費の増加等に伴うひとり親家庭等医療費助成事業補助金及び義務教育就学児医療費助成事業補助金の追加、新型インフルエンザ予防接種事業補助金の追加は、国庫補助金と同じく、歳出の新型インフルエンザ予防接種費助成金に対するもので、補助率は4分の1でございます。

また、小学校水飲栓直結給水化モデル事業補助金は、東京都水道局が進める小中学校の水道水の給水を高架水槽から直結給水への切り替え工事費に対するもので、補助率は10分の8でございます。

第3項委託金は1026万9000円の減額でございます。歳出の衆議院議員選挙費及び、都議会議員選挙費の額の確定に伴う減額でございます。

次の第18款、繰入金第2項、基金繰入金は、再編交付金事業基金繰入金950万円の追加で、後ほど歳出で説明いたしますが、福祉バス運行経費、及び義務教育就学児医療費助成事業費の追加に対する繰入金の追加でございます。

第20款諸収入、第1項延滞金は、延滞金加算金及び過料は、66万2000円の追加でございます。

これは、市税の特別土地保有税の徴収猶予の取り消しに伴う市税延滞金で、平成9年度の取得分の課税及び平成10年度から平成14年度までの保有分の課税に対してそれぞれの課税の納期限から納付日までに対するものでございます。

次に、第21款市債は2200万円の減額でございます。歳出の市営競技場整備事業の工事請負費の契約差金の減額に伴う減でございます。

以上が歳入の補正内容でございます。補正額の合計といたしましては9692万6000円となっております。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明申し上げます。

第2款総務費、第4項選挙費は1026万9000円の減額でございます。

内容として、8月12日に執行いたしました衆議院議員選挙費及び7月12日に執行いたしました都議会議員選挙費の額の確定に伴う減額でございます。

第3款民生費は1億4072万9000円の追加でございます。第1項社会福祉費は1772万1000円の追加でございます。内容として、障害者福祉の介護給付及び特例介護給付事業費の追加並びに訓練等給付及び特例訓練等給付事業費の追加は、介護報酬単価の引き上げ及び対象者の増加に伴うもので、福祉センター施設指定管理委託料の追加は、平成21年度当初予算では福祉バスの試行運行経費が平成21年12月までございましたことから、平成22年1月から3月までの運行経費の追加でございます。

第2項児童福祉費は7300万8000円の追加でございます。内容として、

して、ひとり親家庭等事業費の追加並びに義務教育就学児医療費助成事業費の追加は、一人当たりの医療費の増加及びインフルエンザにかかる増加分を見込みまして追加いたしております。また、民間保育所等振興費及び認可外保育所利用者助成事業費は対象児童の増加に伴うもので、保育所運営費委託料は国の保育単価の引き上げに伴う増加などによる追加でございます。

第3項生活保護費は5000万円の追加でございまして、被保護世帯の増加及び母子加算の追加によるもので、生活扶助、住宅扶助、医療扶助の追加でございます。

第4款、衛生費は1722万3000円の減額でございまして、第1項保健衛生費は4106万4000円の追加でございます。内容といたしまして、新型インフルエンザ予防接種費助成金は、市民税非課税世帯に対する助成で、国が示した非課税世帯の人口割合に受診率を50%といたしまして、2回分の接種費用を乗じたものでございます。

第2項清掃費は5828万7000円の減額でございまして、内容といたしまして、西多摩衛生組合負担金が、平成20年度の繰越金の増額及び事業費の精査などに伴う減額でございます。

次の第6款農林水産業費、第1項農業費は70万円の追加でございます。これは、新たに南田園地区に家庭菜園を開設することが可能となりましたので、平成22年4月1日に供用開始に向けましての整備工事費の追加でございます。

第8款土木費第3項都市計画費は951万1000円の追加でございます。内容といたしまして、鍋カ谷戸児童公園整備事業費は、公園北側の見通しが悪く、防犯面での安全対策等を図る必要がありましたが、今回、公園西側の用地買収が可能となりましたことから、用地買収費及び整備工事費の追加をいたそうとするものでございます。財源といたしまして、後ほど説明させていただきます市営競技場整備事業費の減額に伴い9条調整交付金の財源振替をいたしまして、800万円を充当する予定でございます。

第9款消防費は1659万5000円の減額でございます。内容といたしまして、消防事務都委託費負担金は、普通交付税の基準財政需要額の消防費のうち常備消防費の占める割合を基礎としておりますが、平成21年度算定の額の確定に伴う減額でございます。

第10款教育費は1846万9000円の減額でございます。このうち、第5項社会教育費は2627万円の追加でございまして、内容といたしまして、市民会館屋上防水改良事業費は、新築以来、改修等が加えられていなかった箇所、ひび割れ等が生じ雨漏りの危険が増してきているため、平成22年度の計画を前倒して実施いたそうとするものでございます。財源といたしまして、鍋カ谷戸児童公園整備事業費と同じく、後ほど説明させていただく市営競技場整備事業費の減額に伴う9条調整交付金の財源振替によるもので、1800万円を充当する予定でございます。

第6項保健体育費は4473万9000円の減額でございます。内容といたしまして、市営競技場整備事業費におきまして、工事請負費の契約差金に伴う減額でございまして、また、財源としておりました9条調整交付金を2600万円減額し、鍋カ

谷戸児童公園整備事業費及び市民会館屋上防水改良事業費の財源として、同額を財源振替いたそうとするものでございます。

次の第13款予備費854万2000円の追加は財源調整でございます。

以上が一般会計の補正内容でございます。補正額の合計9692万6000円の追加によりまして、総額を210億6742万3000円といたそうとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが4ページ、5ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正につきまして説明申し上げます。

追加のうち1件目は、住民情報システム更新事業でございます。平成21年度の住民情報システム更新委託料の業者選定につきましては、住民情報システムの全面的な更新を行うため、業者の選定に当たりプロポーザル方式による業者選定を実施し、優先交渉の第1業者を決定いたしております。

これによりまして、平成22年度に予定している更新事業に対して第1業者となりました株式会社ジーシーが扱う住民情報関連システムの範囲及び上限金額が明らかとなり、また、平成23年1月のシステム切りかえのためには平成22年1月から準備作業等を行う必要があるため、期間を平成21年度から平成22年度まで、限度額をシステム更新委託分6200万円とデータ加工委託分7200万円の合計額1億3400万円とする債務負担行為の追加をいたそうとするものでございます。

なお、更新をいたしますシステムの概要につきましては、恐れ入りますが、本会議資料をごらんいただきたいと思います。資料の1ページ、太線の枠内が今回の更新予定の住民情報関連システムの対象範囲でございます。その下の太い点線の枠内は、今後、本システムと統合を予定しておりますシステムでございます。左側は統合予定のないシステムを記載してございます。

次の2ページには、業者選定の結果及び経費の内訳を、また3ページには、第1業者と選定されました株式会社ジーシーの会社概要を記載しております。時間の関係もございますので、ここでは詳細の説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書にお戻りいただきまして、追加の2点目の福祉バス運行委託は、平成22年4月からの本格実施に伴いまして、特別仕様の車両に整備する期間を要するため、平成22年1月中に業者と契約する必要があるため、期間を平成21年度から平成22年度までとする債務負担行為の追加をいたそうとするもので、限度額の2411万7000円は、車両のリース料、運転手の人件費、消耗品等の管理費をあわせて1カ月1台95万7000円の2台分に消費税を加えたものでございます。

次の変更につきましては、容器包装プラスチック選別圧縮こん包委託平成22年度分についてでございます。契約単価の減に伴い、限度額を2131万5000円から1522万5000円に変更いたそうとするものでございます。

次に、第3表地方債補正につきまして説明申し上げます。

今回の地方債補正は変更でございます。歳入の市債のところでも説明させていただきましたが、市営競技場整備事業債につきまして、歳出の工事請負費の契約差金

の減に伴う減額でございまして、２２００万円を減額し限度額を３２００万円から１０００万円にいたそうとするものでございます。

なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上、議案第６７号、平成２１年度福生市一般会計補正予算（第３号）につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

午後２時２０分まで休憩いたします。

午後２時６分 休憩

~~~~~

午後２時２０分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第６７号に対する質疑を行います。

○１７番（青海俊伯君） 付託される委員会外の委員なものですから、詳細は、委員会の中でお聞きいただくとして、３点ばかりお聞かせください。

一つは４ページの債務負担行為補正、住民情報システム更新事業の本会議資料をいただきました。これは、２ページ目のところにあります日本電子計算からジーシーにデータ加工委託料として７２４８万３０００円の費用をかけて委託をすると。これは日本電子計算が自らの仕組みのものを新しい仕組みに変えるために、内作といいますか、自分たちでやろうとするわけだから、比較対象はなかなか難しいと思うのだけれども、この７２４８万３０００円というのは、単位当たりとか、いろんなことを見た上で果たして妥当なのかどうかをどのように判断されたかが一つです。さらにこの次期住民情報システム、最初のページに黒い枠で囲ったものの下の方に当面連携により稼働するという形で、介護保険システムや保育システムなど点線で入っているものがありますが、これに移行するに当たっての費用、その他についてはどのように認識されているかを一つ伺いをいたします。

続きまして、１４ページ教育費の都補助金の、意味がちょっとわからないので簡単に結構でございます………２９６万円、小学校水飲栓直結給水モデル事業の補助で出ておりますが、本事業の概要と、これのやることによって児童・生徒に対しての効果、メリットは何でしょうかという点でございます。

最後は歳出２７ページ、清掃総務費、西多摩衛生組合負担金減額５８００万円余りでございますが、他市の減額状況をお知らせいただきたい。以上３点、よろしくお願いをいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、御質問に答弁させていただきます。

本会議資料２ページのデータ移行費用の内容についてお答えさせていただきます。具体的な内容は、現行運用しているデータベースから受け渡し用のデータを出力するための仕様設計、プログラムの製造、テスト、抽出作業のほか、諸経費として資料作成、打ち合わせ、問い合わせ対応等の費用が積算されております。データの受け渡し

は3回を予定しており、契約後早期に第1回のデータ出力を行い、これを元に新システム側での受け入れプログラムを開発、動作検証等に着手いたしていきます。

その後、平成22年夏ごろに第2回のデータ出力、完全なものに修正を行い、稼働直前の12月に、本番データの移行を行うものでございます。加工するデータはファイル数が150、データ総件数が2300万件に上る大規模なものとなります。福生市の現在の人口は約6万人でございますが、各ファイルについてそれぞれ過去の履歴データを含みますので、全体としてはこのような大量な件数となってまいります。

また、課税データ等については年度ごとに、当時の保護制度による書式で記録されており、非常に複雑な構造になっているということでございます。これらの150の各ファイルについて、それぞれ受け渡し、仕様の検討、プログラムの設計、作成、テスト、データ、出力の作業を行うものですので、実際の工数の非常に大きいものとなっております。その中で、3回のデータ受け渡し作業を行うことを考えますと、必要な経費であると考えております。

しかしながら、金額につきましては、業者側が積算したものでございますので、今後契約に向けて、契約担当と連携しながら減額の交渉をしてみたいと、このように考えております。

続きまして、平成25年度以降に統合するシステムとの連携稼働の関係でございませけれども、本会議資料の1ページ目の図の下側に示した各システムは、当面平成23年1月の稼働開始の時点では、新システムとの連携により稼働させようとするものです。今回のシステムプロポーザルにあたって設定した条件では、外部のシステムに対するデータ連携については、新住民情報システム側が相手先システムに合わせてデータを出力することを条件としており、その費用についても、新情報システム構築の中で対応することとしております。具体的な金額でございますが、6200万円のうち、内訳となります105万円と積算されております。以上でございます。

○教育次長（宮田満君） 14ページの都補助金296万円でございますが、説明欄2は、小学校水飲栓直結給水化モデル事業補助金でございます。

これは、東京都が公立小学校の水飲栓直結給水化モデル事業ということを行っておりまして、その内容が学校フレッシュ水道事業というものでございますが、まず、おいしい水を児童に飲んでもらうということと、この工事を行うことによりまして、従来の受水槽の点検や清掃といったことが不用となるほか、増圧給水設備は受水槽よりもコンパクトなため、省スペースや土地の有効利用が図られる。また、設置費や管理費も安く、省エネルギーにもなると、こういったメリットがございます。

このモデル事業を受けまして、今年度第二小学校で、この水飲栓直結給水の事業を行いました。これは、第二小学校の便所改良工事にあわせて行ったものでございますが、第二小学校では今まで校舎屋上の給水塔に水を貯蔵しまして、そこから構内のトイレ、水飲み場の蛇口に配管しておりましたが、水飲み用の部分を水道管の直結工事を行いました。

都のモデル事業ということもありましたので、当初の計画を変更して、直結給水を行ったため、この時期の補正予算となったものでございます。以上でございます。

○生活環境部長（森田秀司君） 補正予算書27ページ、西多摩衛生組合負担金でございます。各市の分賦金の増減ということでございます。

10月28日付けの西多摩衛生組合の分賦金資料に基づきまして答弁させていただきます。青梅市が、マイナス3745万9000円、福生市がマイナス5828万7000円、羽村市がマイナス4896万9000円、瑞穂町がマイナス1943万1000円、総額で分賦金の増減は1億6414万6000円と、以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。あとは委員会の方でやっていただければと思います。

教育費の水飲栓直結給水化モデル事業ということは、飲料水は直接、受水槽からではなく直接持って来るとのことだけれども、例えば、トイレの水なんかの場合には受水タンクがなくなるというわけではないのですかね、従来どおりということですか。

ありがとうございます。以上で結構です。

○議長（大野聡君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務文教、建設環境、市民厚生  
の3常任委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聡君） 日程第6、議案第68号、福生野球場の整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第68号、福生野球場整備工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

まず、本議案の提案理由でございますが、現在の福生野球場は昭和24年に建設されて以来老朽化が進み、年間を通じて多目的な使用が可能となるよう、また、バリアフリーなど利用者の利便性を図ることを目的とし、さらには国民体育大会の開催に向けて整備を行おうとするものでございます。

この福生野球場整備事業は、本年9月議会において、債務負担行為補正の議決をいただき、平成21年度から22年度にわたり施工をいたそうとするものでございまして、その予定価格が1億5000万円以上となりますので、福生市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御同意をいただきたく提案を申し上げるものでございます。

それでは、本件請負契約の内容につきまして説明を申し上げます。議案書を願ひ申し上げます。

1の契約の目的は、福生野球場整備工事で、2の契約の方法につきましては、あらかじめ参加要件及び制限を定めて事業者を募る制限付き一般競争入札による契約でございます。次に、3の契約金額は2億7384万円でございます、この金額は消

費税及び地方消費税１３０４万円を含んだ額でございます。

４の工期は、契約締結日の翌日から平成２２年１２月２８日まででございます。

なお、この工期につきましては、本年９月定例会中の総務文教委員会協議会並びに最終日の全員協議会におきまして、平成２２年１０月３１日までと説明をいたしましたが、その後の調整の中で野球場整備工の防球ネット、スタンド整備、人工芝などの舗装工事につきまして、当初計画しておりましたより期間がかかることが判明をしたため平成２２年１２月２８日までの工期とさせていただいております。当初の説明と異なったことにつきまして、おわびを申し上げる次第でございます。大変申しわけございませんでした。

次に、５の契約の相手方は東京都文京区後楽一丁目７番２７号、鹿島道路株式会社東京支店、執行役員支店長、石井孝道でございます。なお、本件の付帯工事といたしまして、電気設備工事を別途に分離発注いたしております。

次に、議案書に添付をしております次のページの資料１、入札の経過を示す調書をお願いいたします。本件の入札経過等につきまして説明を申し上げます。

本件の入札参加資格につきましては、福生市の建設工事等競争入札参加資格を有し、かつ運動場施設の業種登録者のうち、東京区部に本店・支店等を有するもので建設業法に規定する経営事項審査における総合評定値が１３００点以上、福生市を除く多摩地区に本店・支店を有する者は建設業法に規定する経営事項審査における総合評定値が１２００点以上、また、福生市内に本店・支店等を有する者は建設業法に規定する経営事項審査における総合評定値が１０００点以上であることの参加資格要件を設けて、入札を実施いたしました。

なお、対象となる登録業者は４４社でございまして、応募のあった入札参加者は８社でございました。また、落札比率につきましては、入札予定価格に対し、７２．０％でございました。

なお、１０００万円以上の工事につきましては、低入札調査基準価格を設定しております。本工事では、税抜きでは３億３３０万円と設定をいたしましたが、税抜きでは入札額２億６０８０万円で行ったことから、その入札価格で適正な工事の施工が可能かどうか等の調査を実施し、積算の有無のミスや、積算内容等が正しく見積もってあるかなどの確認をいたしました。調査結果といたしましては、積算ミスはなく、積算内容についても間違いなく積算されており、仕様書に基づく適正な工事が施工できると判断をいたしたところでございます。

次に、本工事の概要につきまして説明を申し上げます。恐れ入りますが、次のページの資料２をお願いいたします。

工事件名は福生野球場整備工事で、工事場所は福生野球場、福生市牛浜１６２番地でございます。

工事内容等は、現在の福生野球場を全面改良整備いたそうとするものでございまして、撤去工といたしまして、グラウンド施設、グラウンド外周擁壁、照明器具等を撤去いたします。また、野球場整備工では外野舗装、人工芝等、附帯工事スコアボード等、外周擁壁、防球施設の整備をいたそうとするものでございます。そのほか、ス

タンド工でスタンドベンチ外、電気設備工で放送設備外、また、外構施設で駐車場等舗装、大型引き戸、トイレ、用具倉庫などを整備いたします。

以上、議案第68号、福生野球場整備工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第7、議案第69号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 小峯勝君登壇）

○都市建設部長（小峯勝君） 御指名をいただきましたので、議案第69号、市道路線の廃止について御説明申し上げます。

今回お諮りいたしますのは、市道第135号線の廃止でございます。また、議案書の別紙に資料といたしまして、案内図、拡大図を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。恐れ入りますが、資料をごらんいただきたいと思います。

当該路線は、福生市大字熊川字東394番地4先に位置し、場所は案内図で示しております熊川地域体育館の東側でございます。

拡大図をごらんいただきまして、この市道135号線は、幅員1.21メートル、延長8.36メートル、面積10.12平方メートルでございまして、今回廃止しようとする理由につきましては、この道路は一般の交通の用に供されていないので、道路用地として管理する必要がなくなったためでございます。

また、廃道路線に接している熊川字東394番地4及び、熊川字東392番地7の所有者が払い下げを希望していますので、廃道するものでございます。なお、熊川字東394番地4及び熊川字東392番地7の所有者は、同一所有者でございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、建設環境委員会に付託をいたします。

~~~~~  
○議長（大野聰君） 日程第8、議員提出議案第6号、平成22年度予算の編成に係る意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、平成22年度予算編成に係る意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

政府は、新政権発足に伴い、従来の予算編成、税制改革作業を大幅に見直し、予算編成の組みかえを検討しております。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行っていた事業の大半を地方に移管すること及び地方交付税について抜本的見直しとの方針が示されました。平成22年度予算編成が、同会議の結論どおり行われた場合、来年度の地方自治体の予算編成にも大きな影響を与えることとなります。

横田基地を抱える本市においては特異な財政事情があり、市民生活、地域経済に大きな影響を与えかねません。よって、基礎的地方自治体を重視し、地域主権の確立を目指す政府におかれては、平成22年度の予算編成に当たり、市民生活、地域経済の安定に十分配慮されるよう強く求めるところでございます。

以上、昨日の議会運営委員会におきまして、全員の賛同のもとにただいま申し上げました提案理由で意見書を作成いたしました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、議会運営委員会の提出の内容を吟味していただきまして、全員一致で、即決で御採択をいただきますようお願いを申し上げます。平成22年度予算の編成に係る意見書の提案説明とさせていただきます。

よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
○議長（大野聰君） 日程第 9、陳情第 21－8 号、東京都住宅供給公社の家賃値上げに反対に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 21－8 号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~  
○議長（大野聰君） 日程第 10、陳情第 21－9 号、東京都に 75 歳以上の医療費の無料化を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 21－9 号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~  
○議長（大野聰君） 日程第 11、陳情第 21－10 号、食料の自給力向上と食の安全安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 21－10 号については、建設環境委員会に付をいたします。

~~~~~  
○議長（大野聰君） 日程第 12、陳情第 21－11 号、都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の意見書採択に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 21－11 号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~  
○議長（大野聰君） 日程第 13、陳情第 21－12 号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 21－12 号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~  
○議長（大野聰君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明 5 日から 17 日までの 13 日間を休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、明 5 日から 17 日までの 13 日間、休会とすることに決定をいたしました。

なお、次回本会議は 12 月 18 日、午前 10 時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 49 分 散会

議員提出議案第6号

平成22年度予算の編成にかかる意見書

上記の議案を提出する。

平成21年12月4日

提出者	青	海	俊	伯
賛成者	阿	南	育	子
〃	杉	山	行	男
〃	奥	富	喜	一
〃	串	田	金	八
〃	田	村	昌	巳
〃	増	田	俊	一
〃	大	野	悦	子
〃	小野沢			久

福生市議会議長

大 野 聡 様

平成 22 年度予算の編成にかかる意見書

政府は新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大幅に見直し、予算編成の組み換えを検討しています。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行っていた事業の大半を地方に移管すること、及び地方交付税について「抜本的見直し」との方針が示されました。平成 22 年度予算編成が同会議の結論どおり行われた場合、来年度の地方自治体の予算編成にも大きな影響を与えることとなります。

横田基地を抱える当市においては、特異な財政事情があり、市民生活・地域経済に大きな影響を与えかねません。

よって、基礎的地方自治体を重視し、地域主権の確立を目指す政府におかれては、平成 22 年度の予算編成に当たり、市民生活・地域経済の安定に十分配慮されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 4 日

福生市議会議長

大 野 聡

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（国家戦略）

総務大臣

様

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（行政刷新）

陳情第 21－12 号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書

【件名】

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める件

【陳情の要旨】

福生市議会が、国会及び金融庁に対し、すべての人が多重債務に陥らないように、現存する多重債務者が早期に救済されるよう、以下の施策を国に対して求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情します。

- 1 改正貸金業法を直ちに完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

【陳情の理由】

1 わが国では、消費者金融の利用者は1000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1にのぼります。

このような中、多重債務問題が深刻化しています。消費者金融から3社以上の借入れがある利用者は300万人、200万人以上が3カ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2003年のピーク時には約24万件、最近でも13万件に及びます。過酷な取り立て、多重債務を苦にした夜逃げ、自殺が後を絶ちません。

これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのがクレジット、サラ金、商工ローンなどの貸金業者の高金利、過剰与信、苛酷な取り立て及び大量宣伝などです。

2 日本弁護士連合会及び弁護士会は、上記被害を救済すべく、諸団体と連携し、幅広い国民的な運動を繰り広げてきました。世論、政府を動かし、最終的に、2006年12月、貸金業界等の抵抗にも関わらず、貸金業法の画期的な改正という大きな成果をあげました。

政府も多重債務問題の深刻さを認識し、多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しまし

た。

そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつあります。

そして、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることになります。

3 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

4 しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではありません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などです。

5 そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため以下の施策を求めるための意見書を国会及び金融庁に対して提出することを採択していただくよう陳情します。

- 1 改正貸金業法を直ちに完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

平成 21 年 11 月 30 日

陳情者

千代田区霞が関 1 - 1 - 3

東京弁護士会

会 長 山 岸 憲 司 ㊞

外 2 名

福生市議会議長

大 野 聰 様

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成21年12月4日第4回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
建設環境委員会	陳情第21－12号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書

